

学校評価報告書

第 3 号

令和 2 年 3 月

神奈川県立衛生看護専門学校

自己点検・自己評価

神奈川県立衛生看護専門学校は、令和元年度に第3回の学校評価として「自己点検・自己評価」を実施した。本校は、助産師学科、第一看護学科及び第二看護学科の3学科を有しており、評価項目によっては3学科ごとに自己点検・自己評価を実施した。

自己点検・自己評価の実施結果は、次のとおりである。

I 教育理念・教育目的、II 教育目標、III 教育課程経営、IV 教授・学習・評価課程、V 経営・管理課程、VI 入学、VII 卒業・就職・進学、VIII 地域社会/国際交流、IX 研究、X 危機管理・情報管理という10の大項目と64の小項目で評価を行っている。

評価基準は3段階評価である。

- 3：水準を十分満たしている
- 2：水準をほぼ満たしている
- 1：水準を満たしていない



総括

全体の評価は2.8、前回の平成28年度評価(2.7)と比べ改善されている。

全項目において、I「教育理念・教育目的」からIV「教授・学習・評価課程」の学びを保障する項目は、すべてにおいて高い水準を保っている。

今後も、教職員一同で、学生支援に取り組み、適切な学校運営ができるよう努めていきたい。

また、前回からの課題である研究については、昨年、倫理委員会を立ちあげ、現在、研究発表に向けて取り組んでいる。

総 括

神奈川県立衛生看護専門学校は、令和元年度に第3学校評価として「自己点検・自己評価」を実施した。本校は、助産師学科、第一看護学科及び第二看護学科の3学科を有しており、評価項目によっては3学科ごとに自己点検・自己評価を実施した。

自己点検・自己評価の実施結果は、次のとおりである。

【点 検】

評価基準は3段階評価である。

3：水準を十分満たしている

2：水準をほぼ満たしている

1：水準を満たしていない

I. 教育理念・教育目的	点 検		
	3	2	1
1. 法的整合性と独自性	○		
2. 教育理念・教育目的の意義と周知	○		
3. 看護専門職についての考え方	○		
4. 看護教育についての考え方	○		
5. 学習・教育観と学生観	○		
6. 教育理念・教育目的の評価	○		
自己点検・自己評価の平均値	3. 0		

II. 教育目標		点 検		
		3	2	1
1. 教育理念・教育目的との一貫性	《助産師学科》	○		
	《第一看護学科》	○		
	《第二看護学科》	○		
2. 目標内容の側面と到達レベルの側面	《助産師学科》	○		
	《第一看護学科》	○		
	《第二看護学科》	○		
3. 設定意図とその明確性、実現可能性	《助産師学科》	○		
	《第一看護学科》	○		
	《第二看護学科》	○		
4. 教育目標の評価	《助産師学科》	○		
	《第一看護学科》	○		
	《第二看護学科》	○		
5. 継続教育との関連	《助産師学科》	○		
	《第一看護学科》	○		
	《第二看護学科》	○		
自己点検・自己評価の平均値		3. 0		

Ⅲ. 教育課程経営	点 検		
	3	2	1
1. 教育課程経営者の活動	○		
2. 教育課程編成の考え方とその具体的な編成	○		
	○		
	○		
3. 教育内容の階層的関連性とその配分の考え方	○		
	○		
	○		
4. 科目・単元構成	○		
	○		
	○		
5. 教育計画			
1) 単位履修の考え方	○		
2) 評価結果の活用	○		
6. 教育課程評価の体系			
1) 単位認定の考え方	○		
2) 評価の体系	○		
	○		
	○		
7. 教員の教育・研究活動の充実			
1) 教員の専門性を高める体制	○		
2) 教員の自己研鑽を保障するシステム	○		
3) 教員の総合研鑽を保障するシステム	○		
8. 学生の看護実践体験の保障			
1) 実習施設の利用と開拓	○		
2) 実習目標達成のための実習施設との協力体制	○		
3) 臨地実習指導者と教員の協働	○		
4) 学生からケアを受ける対象者の権利の尊重	○		
5) 臨地実習における安全対策	○		
自己点検・自己評価の平均値	3	0	

IV. 教授・学習・評価課程	点 検		
	3	2	1
1. 授業内容と教育課程との一貫性	○		
2. 看護学としての妥当性	○		
3. 授業内容間の関連と発展	《助産師学科》	○	
	《第一看護学科》	○	
	《第二看護学科》	○	
4. 授業の展開過程			
1) 授業形態の選択	○		
2) 授業の対象学生の構成と指導方法	○		
3) 指導技術の工夫	○		
4) 教材・教具の活用と開発	○		
5. 目標達成の評価とフィードバック			
1) 評価の計画性	○		
2) 評価結果の活用	○		
6. 学習への動機付けと支援			
1) シラバスの提示	○		
2) 学習の支援体制	○		
	《助産師学科》	○	
	《第一看護学科》	○	
	《第二看護学科》	○	
自己点検・自己評価の平均値	3. 0		

V. 経営・管理課程	点 検		
	3	2	1
1. 設置者の意思・指針	○		
2. 組織体制			
1) 意思決定機関・意思決定システムの明確性	○		
2) 組織の構成と教職員の任用の考え方	○		
3) 教職員の資質の向上についての考え方と対策	○		
3. 財政基盤	○		
4. 施設設備の整備			
1) 整備の考え方と計画性	○		
2) 看護学の発展や医療・看護へのニーズ、学生層の変化に対応する整備	○		
3) 学生及び教職員のための福利厚生整備	○		
5. 学生生活の支援			
1) 学修継続への支援体制	○		
2) 学習困難への支援体制	○		
3) 社会的活動への支援体制	○		
4) 卒業後の進路選択への支援体制	○		
6. 養成所に関する情報提供			
1) 教育活動に関する関係者への情報提供	○		
2) 広報活動	○		
7. 養成所の運営計画と将来構想	○		
8. 自己点検・自己評価体制	○		
自己点検・自己評価の平均値	2. 9		

VI. 入 学	点 検		
	3	2	1
1. 入学者の選抜の考え方と教育理念・教育目的との一貫性	○		
2. 選抜の公平性	○		
3. 選抜方法の妥当性	○		
4. 入学希望者開拓への取組	○		
自己点検・自己評価の平均値	3. 0		

VII. 卒業・就職・進学	点 検		
	3	2	1
1. 進路選択の状況と教育理念・教育目的との整合性	《助産師学科》	○	
	《第一看護学科》	○	
	《第二看護学科》	○	
2. 卒業時の看護実践能力及び卒業後の活動状況の評価	《助産師学科》		○
	《第一看護学科》		○
	《第二看護学科》		○
自己点検・自己評価の平均値	2. 5		

VIII. 地域社会／国際交流	点 検		
	3	2	1
1. 地域社会と交流するための体制	○		
2. 国際交流のための体制		○	
自己点検・自己評価の平均値	2. 5		

IX. 研 究	点 検		
	3	2	1
1. 教員の研究的姿勢の涵養		○	
2. 教員の研究活動の保証と評価		○	
自己点検・自己評価の平均値	2. 0		

X. 危機管理・情報管理	点 検		
	3	2	1
1. 危機管理の体制	○		
2. 情報管理（個人情報の保護）の体制	○		
自己点検・自己評価の平均値	3. 0		

評価項目数	水準を十分満たしている	水準をほぼ満たしている	水準を満たしていない
64	55	9	0

I. 教育理念・教育目的

1. 法的整合性と独自性

1-1 教育理念・教育目的は、本校の教育上の特徴を示している。

1-2 教育理念・教育目的は法との整合性がある。

【本校の状況】

本校は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）及び保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）に基づき看護教育を提供している県立の看護専門学校である。昭和 53 年 10 月に神奈川県衛生看護専門学校条例により設置された。

本校の歴史は、昭和 40 年まで遡り、その後、県は昭和 54 年からは「神奈川県衛生看護専門学校」として（社）神奈川県医師会に教育に関する事務と施設の維持管理を委託してきたが、平成 18 年 4 月から運営形態を新たにして「神奈川県立衛生看護専門学校」と名称を変更し、県立県営の看護専門学校として看護職員の養成を行っている。

本校は、助産師学科（1 年課程定員 40 名）、第一看護学科（3 年課程定員 360 名）、第二看護学科（2 年課程定員 80 名）の 3 学科（定員 480 名）を有する神奈川県内唯一の看護専門学校である。

「誠実・努力」を学校訓として、保健師助産師看護師法に則り必要な知識及び技術を修得させ有能な専門職業人を社会に送り出すことを目的とし、生命に対する深い畏敬の念と豊かな人間性を基盤とし、地域の保健・医療・福祉の分野に貢献できる看護実践者を育成している。

また、学習者が看護専門職としての知識、技術及び倫理観を身につけ、個々人の持つ力を最大限に発揮できるよう支援することにより、将来にわたって看護の発展に寄与できる人材の育成をめざしている。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

法律を遵守し質の高い教育を目標に学校運営を行っている。

設立目的・教育理念は「学生便覧」「ホームページ」「学校案内」に明記し、学生及び社会に周知している。設立目的・教育理念に基づき、地域の保健・医療・福祉の分野に貢献できる学生を卒業させてきた。

多くの卒業生が県内に就職・活躍をしており、県立学校として地域の医療福祉を担う人材育成に貢献している。（開校以来輩出した助産師、看護師、准看護師は 9,000 名を越え、神奈川県の養成所として役割を果たしてきた。

県による委託調査においても問題の指摘はない。

国家試験の令和元年度（令和 2 年 3 月発表）の合格率の合格率は助産師学科、第一看護学科、第二看護学科の 3 科全てで全員合格 100%である。

2. 教育理念・教育目的の意義と周知

2-1 教育理念・教育目的は、学生にとって学習の指針になるように具体的に示している。

2-2 教育理念・教育目的は実際に学生の学習の指針になっている。

【本校の状況】

平成19年4月からカリキュラム改正に向け、本校の教育理念について教員全員で本校の「使命は」「展望は」「信条は」を出し合い、検討を行った。

その結果、神奈川県立の看護専門学校として「地域の保健・医療・福祉の分野に貢献できる看護専門職業人を育成する」という学校が担う社会的責任を明確にした。

本校は3学科を設置しており、どの学科の学生でも理解できるように分かり易い言葉を用いた。さらに、学生等への周知は学生便覧、学習ガイド（シラバス）を学生に配布し、入学時に各科でそれらの文言の意味についても説明している。

その他、各学年の始業時、臨地実習オリエンテーション等、機会あるごとに周知をしている。学習者の傾向も変化し明確な目標を持ち学習に取り組むことが必要であり、理念および目標を各学年目標に反映させ段階的にかつ継続的に学生の意識付けを高め、学生の言葉で「クラス目標」として表現され、学生の学習の指針となっている。保護者に対しても入学時や保護者会で周知している。

「看護教員のキャリア発達の目安」には教育理念・教育目的・目標の理解のもと、教員の教育実践能力、看護実践能力、組織的活動能力の発達の目安を具体的に示し教育活動に活かしている。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

学生便覧、各科の学習ガイド、入学案内等に教育理念・教育目標を記載するとともに、ホームページでも情報発信を行っている。

3. 看護専門職についての考え方

- 3-1 教育理念・教育目的は、養成する看護師等の質を保障するために、どのような教育内容を設定しているかを述べている。
- 3-2 教育理念・教育目的は、養成する看護師等の質を保障するために、どのような教育方針をとるのかを述べている。
- 3-3 教育理念・教育目的は、養成する看護師等の質を保障するために、どのような教育環境をとるのかを述べている。

【本校の状況】

看護専門職についての考え方は、各科の教育目的・目標に各科特徴を踏まえ、求められている「専門性・倫理性・判断力・実践力」を盛り込み学習者が具体的にイメージできるよう文書化している。

看護の対象である人間・健康・環境・看護・助産（助産師学科）についても学習ガイドに明記をしている。さらに、教育の成果として卒業生の特性を挙げ看護専門職像を表現している。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

教育理念に「個々人の持つ力を最大限に発揮できるように支援する」と教育の方針を述べている。

4. 看護教育についての考え方

4-1 教育理念・教育目的は、養成する看護師等が卒業時点において持つべき資質を明示している。

4-2 看護、看護学教育、学生観は実際に教師の教育活動の指針となっている。

【本校の状況】

学校訓の「誠実・努力」を対象や自分に対して誠実に、学習に対して努力を文化として、教育理念に「生命に対する深い畏敬の念」「豊かな人間性」を基盤に地域に貢献できる看護実践者の育成を掲げさらに各科の教育目的に「自らが学び続ける力、自己成長力」、主要概念に「教育・学習」を表示し、育てたい人材を明記している。

また、「学習者が専門職としての知識・技術・倫理感を身につけ、個々人の持つ力を最大限に発揮できるように支援する」と教育方針を明記している。

設置者の理念である「地域に貢献できる看護実践者の育成」のために、実習施設は神奈川県内であり、それらの実習施設から講師の派遣や新人看護師の研修に学校が協力する等、地域との連携を意識し、多くの卒業生を県内に輩出している。

各学科のシラバスに卒業時に持つべき資質について「卒業生の特性」として明記し、その特性の到達にむけ教育活動を行っている。

全ての教育活動において教育理念を念頭に活動し、授業案や実習要項に反映させている。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

教育学生便覧に校訓、教育理念、各科の学習ガイドに教育目標を表示している。

カリキュラム改正時に教育評価を行い、教育内容を検討し、強化する内容を決定した。

また、科目の設定理由に反映させ、学習ガイド（シラバス）と関連している。学校申請書に教員・外部講師の調査票、学校設備の調査票を提出している。

【今後の課題】

令和4度のカリキュラム改正に向けて社会情勢、保健医療福祉の動向、期待される看護職像、入学生の実態等々を把握検討し、時代が求める看護職の育成にむけたカリキュラム（教育理念を含め）を構築していく。

5. 学習・教育観と学生観

- 5-1 教育理念・教育目的は、養成する看護師等が卒業時点において持つべき資質を明示している。
- 5-2 卒業時点に持つべき資質は、社会に対する看護の質を保障するものに妥当となっている。

【本校の状況】

各学科とも卒業時点において持つべき資質として「卒業生の特性」として明記し、その特性の到達にむけ教育活動を行っている。

《助産師学科》

平成 23 年の「看護教育の内容と方法に関する検討会報告書」の中の『助産師に求められる実践能力と卒業時の到達目標』と本校の卒業生の特性に乖離は無い。

《第一看護学科・第二看護学科》

平成 23 年の「看護教育の内容と方法に関する検討会報告書」の中の『看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標』と本校の卒業生の特性に乖離は無い。

また、平成 23 年の報告書をもとに看護技術の卒業時到達度も明確にした。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

多くの卒業生が県内に就職し、活躍をしており、県立の学校として地域の医療福祉を担う人材育成に貢献している。）開校以来輩出した助産師、看護師、准看護師は 9,000 名を越え、神奈川県での養成所として役割を果たしてきた。

過去 4 年間（平成 27 年度～平成 30 年度）の県内への就職率は助産師学科が 85.5%、第一看護学科が 98.3%、第二看護学科は 84.3%である。

6. 教育理念・教育目的の評価

【本校の状況】

教育理念・教育目的・教育目標の評価は、卒業時に持つべき資質として示している卒業生の特性を到達度とし、学修記録、各領域評価、学年評価、看護技術到達度、授業評価、国家試験合格率、県内就職率を含め、統合的に分析し評価を行っている。

平成27年度に実施した本校卒業生に対する臨床の評価に係るアンケート調査では「卒業生はおおいに期待できる存在で、卒業生であることに安心感がある」等の声もいただいている。

また、多くの卒業生からは「衛生看護専門学校を卒業して良かった」という言葉ももらっている。

【点 検】

2：水準をほぼ満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

カリキュラムの変更はなく継続して教育活動を実施している。

追加すべき事項は必要に応じ対応し、臨床からの声にも大きな変化はない。

（臨床指導者会議等でも、本校卒業生の高い評価をいただいている。）

【今後の課題】

カリキュラム改正が実施された3年後をめぐりに卒業生や就職施設（病院）の教育担当者に対して学校評価のアンケート調査行っていく。

Ⅱ. 教育目標

1. 教育理念、教育目的との一貫性

1-1 教育目標は、教育理念・教育目的と一貫性がある。

【本校の状況】

本校は、看護を学ぶことを通し看護職者という「人」を育む教育を念頭に置いている。教育理念は生命をどう捉え看護専門職としてどのように育つのかを示し、地域への貢献と教育の基本的姿勢を明記した。

各科の教育目的は看護専門職についての考え方（看護の対象である人間、健康をどう捉えるか、看護をどのように捉えるか、看護専門職として求められる資質等）を明記した。

《助産師学科》

教育目標は、教育理念・助産を取り巻く社会背景に基づき「人間に対する深い理解」「生命の尊厳と倫理観」「人間関係の形成」「科学的根拠に基づいた助産実践」「生涯にわたる自己成長」「他職者の理解と協働」ができる能力を養うものとし、目標と理念、目的は一貫している。

教育においては学生が目的・目標を達成するために、持てる力を十分発揮できるように学生の「学びたい・助産師になりたい」を支援し学生の学ぶ権利を尊重する姿勢とした。

また、助産実践力（助産師が行動を通して、何かを意識的に変化させる力）の育成のために、人間関係形成力、問題解決思考力、助産技術力、自己教育力を核にした教育目標を掲げた。

《第一看護学科》

教育目標は、教育理念・教育目的に基づき、看護専門職として「人間に対する深い理解」「生命の尊厳と倫理観」「人間関係の形成」「問題解決思考を用い、科学的根拠に基づいた看護実践」「生涯にわたる自己成長」「他職者の理解と協働」ができる能力を養うものとし、目標と理念、目的は一貫している。

教育において学生が目的・目標を達成するために、学生の持てる力を十分発揮できるように、学生の「学びたい」を支援し、学生としてのプライドを尊重して信じていく姿勢を大事にしている。

また、教育目的にある「看護師として必要な知識・技術・態度」とは看護実践力（実践力とは看護技術を使って看護ケアを生み出していく力であり「想像力」「創造力」を駆使し、対象を意識的に変化させる力）であり、看護実践力の育成に必要な人間関係形成力、問題解決思考力、自己教育力、看護技術力を核にした教育目標を詳細に掲げた。

《第二看護学科》

教育目標は、「感性豊かな人間性」「生命の尊厳と倫理観」「対人関係能力」「問題解決思考能力」「科学的根拠に基づいた看護実践」「自己教育力の育成」「他職種理解と協働」ができる能力を養うものとし、教育理念、教育目的を反映している。

【点 検】

3 : 水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

教育目標は、教育理念・教育目的の達成を念頭に置き設定し、教育目的と一貫した内容となっている。

また、教育課程の構造図に学生の成長と教育課程のゴールを示している。

2. 目標内容の側面と到達レベルの側面

2-1 教育目標は、設定した教育内容を網羅している。

2-2 教育目標は、最上位の目標として、教育活動のゴールが読み取れるものとなっている。

【本校の状況】

≪助産師学科≫

カリキュラム評価をし、教育目的・目標を再考した。それに伴い看護専門職としての考え方を卒業生の特性として明記している。

また、教育目標のゴールは教育課程の構造図に示している。教育目標を達成するために教育内容を検討し、それぞれの科目の設定理由や授業のねらいを明記した。

さらに、教育体制で科目の授業方法に少人数編成によるグループワークを取り入れた。

基礎助産学では、看護師課程で習得した内容を踏まえ助産実践に必要な知識と対象をより深く理解しコミュニケーション能力が身につくようにした。

助産診断技術学は対象にあった支援や対象の力を引き出し安全で快適な助産実践力の向上に向けて演習を多く取り入れアセスメント力が強化や技術到達度が確認できるようにした。

地域母子保健は多様なニーズに対応した母子保健サービスを他職種と連携、協働し提供する内容を強化した。

助産管理は病院・助産所の管理・運営と周産期の医療安全を学ぶ内容を強化した。

≪第一看護学科≫

教育目標は、教育理念・教育目的に基づき、看護専門職として「人間に対する深い理解」「生命の尊厳と倫理観」「人間関係の形成」「問題解決思考を用い、科学的根拠に基づいた看護実践」「生涯にわたる自己成長」「他職者の理解と協働」ができる能力を養うものとし、目標と理念、目的は一貫している。

教育においては、学生が目的・目標を達成するために、学生の持てる力を十分発揮できるように、学生の「学びたい」を支援し、学生としてのプライドを尊重し、信じていく姿勢を大事にしている。

また、教育目的にある「看護師として必要な知識・技術・態度」とは看護実践力（実践力とは看護技術を使って看護ケアを生み出していく力であり「想像力」「創造力」を駆使し、対象を意識的に変化させる力）であり、看護実践力の育成に必要な人間関係形成力、問題解決思考力、自己教育力、看護技術力を核にした教育目標を詳細に掲げた。

基礎分野では、科学的思考力を高め、主体的判断ができ、行動ができるように、また、人間と社会を幅広く理解しコミュニケーション能力が高まり、グローバル化への対応を視野に入れた。

専門基礎分野では、からだの機能と看護行為の結びつきの理解が深まり、臨床で活用ができるように演習を多く取り入れ、保健医療福祉に関連する職種の理解が深まる科目を設定した。

専門分野Ⅰでは、技術到達度に基づき技術力の向上を目指した。

専門分野Ⅱでは、基礎分野や専門分野で得た確かな知識を基に対象に合った看護実践が考えられ、安全にかつ心地よい看護実践ができることを目指した。

統合分野では、より実践に近い学習方法を取り入れ、実際との乖離を少なくすることや、卒業後の継続教育を視野にいれた演習等を取り入れた。

《第二看護学科》

平成22年度からのカリキュラム改正において、これまでのカリキュラムを評価し、教育目的・教育目標を再考した。これに伴い、看護専門職としての考え方を卒業生の特性として明確にした。

また、教育目標の達成に向けて学修の修得状況に応じ学年目標を設定し段階を追って達成していけるようにしている。

教育目標のゴールは、教育課程構造図に明記している。教育目標を達成するために教育内容を検討し、それぞれの科目の設定理由や授業のねらいを明確にした。

基礎分野では、准看護師課程で修得した内容を踏まえ、科学的思考力を高め問題解決思考を育成し、人間と社会を広く理解しコミュニケーション能力が身に付くようにした。

専門基礎分野では、人体の機能と構造の理解を深め看護実践につなげることができるようにした。

さらに、モデル人形等を活用した演習を多く取り入れアセスメント力が強化できるようにし、保健医療福祉の理解が深まる科目を設定した。

専門分野Ⅰでは、看護実践能力の向上のために技術演習を多く取り入れ、技術到達度が確認できるようにした。

専門分野Ⅱでは、基礎分野や専門分野での学びを活かし、対象の特性別に個々の生活状況に合わせた看護展開が考えられる構成内容とした。

統合分野では、臨床の実務に近い看護が学べるような内容とし、臨床看護実践につなげられるようにした。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

教育目標は、教育活動のゴールが読み取れるものになっており、卒業生の特性と一貫性がある。

教育課程の構造図にもゴールを明確にし、学生が一年間の学習で成長していく姿を描き、ゴールがイメージできるようにしている。

教育内容は、教育目標を達成するための内容が網羅されている。

3. 設定意図とその明確性、実現可能性

3-1 教育目標は、目標内容と到達レベルが対応している。

3-2 教育目標は、具体的で実現可能なものとなっている。

【本校の状況】

教育目標を基に学年目標や科目の目的、到達目標、また、これらから授業概要（授業案）や実習要項を構築している。

そして、目標の表現は到達度（成果）を行動レベルで示し、学生が何をどのようにできれば到達とみなすかを明記している。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

科目の評価結果（実習評価の結果を含）から、概ね水準を満たしている。

（6割以上の成果をあげている。）

4. 教育目標の評価

1. 看護実践者としての能力を養成する側面と、学習者としての成長を促すための側面から教育目標を設定している。

【本校の状況】

≪助産師学科≫

教育目標の1、2、3、4、6は看護(助産)実践者としての能力を養成及び学習者としての成長促す側面の両方から目標5、学習者の成長を促す側面から設定した。

教育目標の評価は授業、実習状況を踏まえ中間評価を行い、年度末には科目の成績、実習成績を踏まえて全体評価し、次年度に活かしている。

学年評価は前期と後期に行い自己成長が可視化できるようにしている。

≪第一看護学科≫

教育目標の1、2、3、7、は、看護実践者としての能力を養成及び学習者としての成長を促す側面の両方から、目標の4、5、6、8は看護実践者としての能力を養成する側面から設定した。

教育課程の構造図には「豊かな人間性と確かな専門性」を持った看護実践者を育成するために学習者である学生が学年の進行とともに、学びを統合、深化させて「人間観」「生命観」「倫理観」「看護観」を培っていく様子を表している。

また、学生個々の持つ力が最大限に発揮できるように関わっている支援者の姿勢を螺旋の帯で表わし、学習者の成長を育むものとして表している。

教育目標や学年目標、卒業生の特性については入学時、進級時、専門分野Ⅰ・Ⅱの授業等で学生に説明・周知している。

教育目標・学年目標については、学年終了次や卒業時に目標と照合し、到達度を確認・評価し、次年度に繋げている。

≪第二看護学科≫

教育目標の1、2、3、4、5、7は看護実践者としての能力の育成、目標の6、8は学習者としての成長を促す側面から設定した。

教育目標の評価として、領域毎に授業と実習状況を踏まえて中間評価を行い、年度末に領域の科目の成績や実習状況を含み全体評価を行い、改善点を出し次に活かしている。

1年生は学習の工夫としてグループワーク、学習支援としてゼミ形式の講義や技術指導と技術チェック等を行っている。

2年生は毎月、学習計画を立てて、国家試験と実習に取り組んでいる。自己評価も毎月行い、教員の指導、助言を受けている。学年目標も学年終了時にアンケートを実施し評価を行い、課題を明らかにし、次年度に活かしている。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

教育評価を8月と年度末に行い、次年度の教育活動にフィードバックしている。

5. 継続教育との関連

1. 卒業後の継続教育の考え方を示した上で教育目標を設定している。

【本校の状況】

《助産師学科》

卒業後の継続教育の考え方を「専門職業人として多角的に物事を見る力を養い、助産活動に関する課題発見能力ならびに問題解決能力を養う」とし教育目標を設定している。

さらに卒業生の特性として「柔軟な発想や考え方を持ち、常によりよい助産ケアを追求し自ら課題を発見し解決することができる」を設定し、卒業時の到達レベルを意識して実習を行っている。

また、卒業時の技術到達状況は助産技術チェックリスト、平成27年度から卒業時に演習(OSCE)緊急時の対応実施し自己の傾向と課題を明確にしており、学生自身が今後の課題として活用できるようにしている。

《第一看護学科》

平成30年度の卒業生の動向は、99.1%が就業、助産師学校への進学は7.9%である。

過去5年間の国家試験の合格率は、平成26・27年度100%、平成28年度98.8%、平成29年度98.2%、平成30年度は97.4%である。

卒業後の継続教育の考え方は教育理念に「看護の発展に寄与できる人材を育成する」と記載し、望ましい看護専門職者の特性は、人間関係形成力があり、問題解決思考や科学的根拠と倫理に基づいた看護実践ができ、自己教育力を持ち、専門職業人として責任ある行動がとれる看護師になることを目指すものとしている。

これを念願に教育目標を掲げ、教育活動の指針にしており、基礎教育で獲得が望ましい技術は、技術経験録により明確にし、学内演習時・低学年の実習から活用し確認をしている。3年次の演習(OSCE)では、臨床の現場により近い場面・状況の事例を設定し、その事例の状況に合わせた判断と技術ができたかリフレクションを行っている。

《第二看護学科》

卒業後の継続教育の考え方を「看護専門職として対象にとってより良い看護を探求する姿勢を養う」と教育目標を設定している。

さらに、卒業生の特性として「常に探究心をもって看護を追求する姿勢がある」を設定している。卒業時の技術到達状況は、技術チェックリストで把握し学生自身が今後の課題として活用できるようにしている。

【点 検】

- 3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

継続教育の考え方は、「教育理念」に「学習者が看護専門職としての知識、技術及び倫理観を身に付け（個々人の持つ力を最大限に発揮できるよう支援することにより）将来にわたっての発展に寄与できる人材の育成を旨とします」と明示し、「卒業生の特性」として具体的に示している。

「卒業生の特性」は教育目標、学年目標、領域・分野の目標を念頭に設定されている。

【今後の課題】

今後も教育目標について教育理念と教育目的とを一貫させ、教育活動を行っていく。

Ⅲ. 教育課程経営

1. 教育課程経営者の活動

- 1-1 教育課程編成者と教職員全体は、教育課程と授業実践、教育評価との関連を明確に理解している。
- 1-2 教育課程編成者と教職員全体は、教育理念・教育目標の達成に向けて一貫した活動を行っている。

【本校の状況】

前年度の教育評価の結果から、課題とその要因を分析し、次年度に向けての取組みを明確にしている。

平成 29 年度からは教員のクリニカルラダーとして本校独自の「看護教員のキャリア発達の目安」に基づき“全体を見とおしたカリキュラム運営”の項目で教育理念、目的、目標とカリキュラムの関連、理解を促し授業展開・実習展開・評価改善に活かしている。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

年度ごとに教育評価（学年・領域）を実施し次年度にフィードバックしている。

同様に、年度ごとに「キャリア発達の目安」の到達度を自己評価している。

2. 教育課程編成の考え方とその具体的な編成

- 1-1 看護学の内容について明確な考え方と根拠をもって教育課程を編成している。
- 1-2 学修の到達について明確な考え方と根拠をもって教育課程を編成している。
- 1-3 学生の成長について明確な考え方と根拠をもって教育課程を編成している。

【本校の状況】

学科とも保健師助産師看護師学校養成所指定規則の助産師、看護師の教育の基本的な考え方と本校の教育理念に基づき教育課程を編成している。

1-1

《助産師学科》

助産学の内容については、学校の教育理念に基づき教育目的・目標を基に学生便覧に提示し、教育課程を編成している。

教育課程の構造図に示す通り、看護師課程を終了、新たに助産師課程で学びを深め成長できる内容としている。教育内容については科目の設定及び設定理由についても根拠を基に編成している。

また、各科目内容、学習の到達を明記している。

《第一看護学科》

看護学の内容については、学校の教育理念に基づき教育目的・目標を基に学生便覧に提示し、教育課程を編成している。教育課程の構造図に示す通り3年間で専門職として学びを深め成長できる組み立てとしている。

また、看護実践力の育成に関して強化するための教育課程を編成している。

教育内容については、教育理念に基づき看護実践力の強化を主軸にし、①人間関係形成力とコミュニケーション力、②問題解決思考の育成とアセスメント力、③看護技術力の育成の3つをさらに強化する教育課程を編成している。

各分野の考え方と構造についても〈基礎分野〉、〈専門基礎分野〉、〈専門分野Ⅰ〉、〈専門分野Ⅱ〉、〈統合分野〉等の構造を明確にし、科目の設定及び設定理由についても根拠を基に編成している。

《第二看護学科》

看護学の内容については、学校の教育理念に基づき教育目的・目標を基に学生便覧に提示し教育課程を編成している。

教育課程の構造図に示す通り、准看護師課程を終え二年課程で専門職として学びを深め成長できる組み立てとしている。

また、各分野の考え方と構造についても〈基礎分野〉、〈専門基礎分野〉、〈専門分野Ⅰ〉、〈専門分野Ⅱ〉、〈統合分野〉等の構造を明確にし、科目の設定及び設定理由についても根拠を基に編成している。

病態治療論Ⅰ～Ⅳのマトリックスや「技術項目と卒業時の達成度」を作成し、各科目での学習内容、学習の到達を明確にしている。

1-2

《助産師学科》

学習ガイドに専門分野の考え方、関連性、内容を明記している。

また、教育計画が学生に理解出来るように、学習進度、授業科目・単位数及び時間数、授業内容、ねらい、授業方法、履修上の助言、評価方法を具体的に記述している。

《第一看護学科》

基礎分野、専門基礎分野、専門分野についての考え方、関連性、内容について、教育課程に明示している。

学修の到達については、3年間の教育課程を学び、豊かな人間性と確かな専門性を持った看護実践者を育成することを明確にしている。

特に専門分野Ⅰ・Ⅱにおいてはクリティカルシンキングを重視し、主体的に学ぶ学生を育成することを目指し、グループワークやPBL学習、協同学習を取り入れ、問題解決思考・自己教育力の獲得ができるよう編成している。

《第二看護学科》

学生便覧、学習ガイドに授業科目・単位数及び時間数を示している。教育内容が学生にも理解できるように科目の設定及び設定理由、学習進度、学科目ごとのねらい、内容、授業方法、履修上の助言、評価方法を具体的に記述している。

1-3

《助産師学科》

学習ガイドの教育課程の構造図では、教育理念をらせんの帯で示し、学習者を包み込むように育成している様子を示している。

また、専門職として学びを深め成長していく過程を構造図に表している。

《第一看護学科》

本校の教育目標に基づき学年ごとに年次目標を示している。卒業時に期待する能力を明示している。学生の成長についての考え方は、「生涯にわたる自己成長」を基本としている。本校の教育目標に基づき学年ごとに年次目標を示し学習の動機付け、看護への興味・関心・倫理的な態度・追求する姿勢を、段階的に設定して形成評価を行っている。

卒業時に期待する能力は、人間関係形成力があり、問題解決思考や科学的根拠と倫理に基づいた看護実践ができ、自己教育力を持ち、専門職業人として責任ある行動がとれる看護師とした。

これらの教育課程編成に関する根拠は学習ガイドⅠ（教育課程）に明示している。

《第二看護学科》

学習ガイドの教育課程の構造図では、豊かな人間性と確かな専門性を持った看護実践者としての基礎的能力が充実していく様子を表現し、さらに教育理念・教育目的を基に、准看護師課程を終え、専門職として学びを深め成長していく過程を構造図に表している。

教育理念・目的・目標から考え、教育課程構造図に豊かな人間性と確かな専門性を持った看護実践者の育成を目指していることを明記し、看護実践者の育成を目指した科目で構成し整合性を持たせている。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

- 1-1 看護実践力の育成に向けて、人間関係形成力・コミュニケーション力の強化、問題解決思考の育成とアセスメント力の強化、看護技術力の強化を掲げ、具体的に専門分野Ⅰの学科目設定を行っている。
- 1-2 講義実施要綱の中で学科目の目標・内容・単位数・時間・評価方法などを学生にわかりやすく提示している。
- 1-3 学習ガイドⅠ（教科課程）に年次目標、卒業生の特性を文章化している。

【今後の課題】

学科目の評価をし、科目の目的・内容・時間数等の点検をする。

3. 教育内容の階層的関連性とその配分の考え方

【本校の状況】

《助産師学科》

本校教育理念に基づく学習ガイドに看護師課程の学修を基に、最終的な卒業生の特性に向けて目標を設定し、段階的に教育内容を構成する考え方を明示している。

また、各科目が臨地実習で統合されるように教育内容の階層的関連性と配分の考え方を履修要覧に明示している。

《第一看護学科》

本校教育理念に基づき、最終的な卒業生の特性に向けて学年ごとの目標を設定し段階的に教育内容を構成する考え方を明記している。

また、専門基礎分野と専門分野の科目が統合されて看護に活かされるような連携がなされるように、順序性が考慮し考え方が明記されている。

《第二看護学科》

本校教育理念に基づいて、学習ガイドに准看護師の学修を基に、最終的な卒業生の特性に向けて学年ごとの目標を設定し、段階的に教育内容を構成する考え方を明示している。

また、専門基礎分野と専門分野の科目が統合し、臨地実習につなげられるように順序性が考慮された考え方や、教育内容の階層的関連性と配分の考え方を履修要覧に明示している。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

《助産師学科》

一年課程の特徴を踏まえ教育内容が階層的に組み立てられており、学習ガイドに専門分野の考え方、科目と構造、関連科目が明示され、進捗表も明示されている

《第一看護学科》

教育理念から目的・目標を学習ガイドに明記している。教育目標の内容を踏まえて、各学年の年次目標があり、学年を重ねることでの目標も学習ガイドに明記し、学生にも理解しやすい言葉で記入できている。

第一看護学科は3年間の学科進捗表が、学年別に記載されており、専門基礎分野と専門分野の順序性が視覚でわかるようになっている。

《第二看護学科》

二年課程の特徴を踏まえて教育内容が階層的に組み立てられており、学習ガイドに各分野の考え方と構造、関連科目が明示され、進捗表も明示されている。

【今後の課題】

教育内容の階層的関連性と配分を点検していく。

4. 科目・単元構成

- 1-1 明確な考え方と根拠を持って科目を構成している。
- 1-2 明確な考え方と根拠を持って単元を構成している。
- 1-3 科目と単元の構成の考え方は教育理念・目的、教育目標と整合性がある。
- 2-1 構成した科目は看護師等を養成するのに妥当である。
- 2-2 構成した科目は養成所の特徴をあらわしている。

【本校の状況】

《助産師学科》

- 1-1、2、3 教育理念、教育課程の構造図に、豊かな人間性を持った看護実践者の育成を目指していることを明記し、対象理解能力と看護実践能力の育成を重視した科目を設定し整合性を持たせている。
- 2-1、2 保健師助産師看護師学校養成所指定規則に則り設定しており、助産師を養成するのに妥当な科目である。また対象理解能力と助産護実践能力の科目を強化していることは、地域の保健・医療・福祉の分野に貢献できる看護実践者を育成するという養成校の特徴を表している。

《第一看護学科》

- 1-1 本校の教育理念及び教育目的に基づいて各分野の教育内容と科目を構成している。特に看護実践力の育成に向けて①人間関係形成力、コミュニケーション力の強化、②問題解決思考の育成及びアセスメント力の強化、③看護技術力の強化の3つを軸に科目設定を行っている。授業科目における学習の順序性についても学生便覧に明記し、効果的に学習の積み重ねが出来るよう設定している。
- 1-2 単元の構成は、教育理念及び教育目的、目標、卒業生の特性と科目の設定理由から学習内容を明確にしている。単元のねらい・学習内容・学習方法・履修上の助言を学習ガイドに記述し、科目の関連、単元間の重複や関連性を明確にしている。
- 1-3 教育理念、教育課程の構造図に、豊かな人間性を持った看護実践者の育成を目指していることを明記し、対象理解能力と看護実践能力の育成を重視した科目を設定し整合性を持たせている。
- 2-1、2 保健師助産師看護師学校養成所指定規則に則り設定しており、看護師を養成するのに妥当な科目である。また対象理解能力と看護実践能力の科目を強化していることは、地域の保健・医療・福祉の分野に貢献できる看護実践者を育成するという養成校の特徴を表している。

《第二看護学科》

- 1-1 教育理念・教育目的を基に、准看護師課程を終え、専門職として学びを深め成長していく過程を構造図に表している。
- 1-2 科目のねらいが達成できるように単元を構成し、学習ガイドに単元のねらいを記述している。

- 1-3 教育理念・目的・目標から考え、教育課程構造図に豊かな人間性と確かな専門性を持った看護実践者の育成を目指していることを明記し、看護実践者の育成を目指した科目を決定し整合性を持たせている。
- 2-1 教育理念・目的、目標から、科目の単元の構成、ねらいを学習ガイドに記述している。
- 2-2 構成した科目は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に則り設定している。専門職として学びを深めるために「人間・環境・健康・看護・学習と教育」の主要概念について学年の進行とともに学びを統合し進化させて「人間観・生命観・倫理観・看護観」を培っていく表現をしている。また、学習者が看護専門職としての知識、技術、及び倫理観を身に付け、個々人の持つ力を最大限に発揮できるように学習者の成長を育む者として位置付けている。准看護師養成課程の学習を基盤に2年間の教育課程を学び、多くの経験を基に変容を繰り返し、豊かな人間性と確かな専門性を持った看護実践者としての基礎能力が充実していくような特徴を表している。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

- 1-1 教育理念、教育目的、目標、学生の特性から科目設定されていることが学習ガイドに明記している。また順序性を持って学習できるように科目が設定されている。
- 1-2 単元の構成は、卒業生の特性に基づき、科目の設定理由から学習内容を明確にしている。単元のねらい・学習内容・学習方法を学習ガイドに記述している。
- 1-3 科目と単元の構成の考え方は教育理念、目的、目標に基づいて設定している。
- 2-1 保健師助産師看護師学校養成所指定規則に則り科目を構成しており内容として妥当である。
- 2-2 設定科目は、各課程の趣旨を踏まえ構成され、本校の教育理念、学生の特徴を表している。

【今後の課題】

カリキュラムの評価を行い、科目設定・単元の関連や重複、学科進度を見直しは継続していく。

5. 教育計画

1) 単位履修の考え方

1-1 単位履修の方法とその制約について教師・学生の双方が分かるように明示している。

1-2 単位履修の方法は学生の単位履修を支援するものとなっている。

【本校の状況】

単位履修の考え方は、①学則第4章教育課程等、②学則第5章単位等及び卒業の認定等③授業科目の学修の評価等に関する要綱に、それぞれ、「授業科目、単位数及び授業時間数、単位の修得、単位の計算方法、学修の順序、特に助産師学科は10例の分娩介助件数を満たすこと、評価を受ける資格、3学科の単位の認定、既修得単位認定、学科目・臨地実習履修要件」等を規定し、学生便覧で学生に明示し、教員・学生双方がわかるようにしている。

単位履修の方法

- ・ 学則第2章に在学年限を明記し、期限内で修得ができる支援体制をとり、病欠等の時間数不足、再試験不合格者については、評価に関する会議で審議し、補講授業や特別再試験を実施し、単位履修を支援している。
- ・ 単位履修の考え方は、学生便覧の学則第4章教育課程等の第9条により授業科目、単位数及び授業時間数、単位の取得、単位の計算方法を提示し、入学時オリエンテーション時に概要を説明している。
- ・ 講義及び演習については、1単位の履修時間を15時間から30時間、実験及び実技については、1単位の履修時間30時間から45時間、臨地実習は、1単位の履修時間を45時間としている。また、学生便覧の授業科目の学修の評価等に関する要綱、第4条に履修時間の3分の2以上の出席を持って履修と定めている。

学習の順序については、前述の規定の第2条に次のように制約を定めている。

- ・ 助産師学科は、臨地実習期間中に保健師助産師看護師学校養成所指定規則による分娩介助例数10例の要件をみたさなければならない。
- ・ 第一看護学科は、1年次に履修すべき専門分野の単位は、2年次進級までにすべて履修していること、修得すべき全ての分野は3年次進級までに修得していること。
- ・ 第二看護学科は、1年次に修得すべき授業科目は2年次進級までに全て修得していることを明記している。
- ・ 臨地実習については、全部の科で履修にあたり「臨地実習履修要件」を定めている。

単位履修の方法については、第2章課程、学科等に在学年限を明記し期間内で単位履修ができるような支援体制になっている。

- ・ 病気や止むを得ない理由により欠席し履修時間の3分の2以上の出席時間に満たない場合には、学習の評価に関する会議にて審議し可能な限り補講授業を行うなど、単位履修のための評価が受けられるようにしている。
- ・ 再試験不合格者には、学習の評価に関する会議において審議し、一定の条件を満たしている場合は2単位を限度に特別再試験を実施し、単位履修の評価

- が受けられるように支援している。
- ・ 第一看護学科科目履修生については、学年とは別に科目履修生担当教員を配置し、1年を通して個別の課題に向けて学習計画を立案し支援している。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

学生便覧・教育課程に授業科目、単位数、時間数、履修時期、既習得単位認定について、明記しており、履修の考え方について学生に説明している。

【今後の課題】

学生が効果的に学修できるように今後も継続して取り組んでいく。

2) 科目の配列

2 単位履修の考え方を踏まえつつ看護師等になるための学修の質を維持できるように科目の配列をしている。

【本校の状況】

助産師学科では、助産学の土台となる基礎助産学の講義を先行させ、その後に助産診断・技術学の講義を行うよう工夫し、知識を実践につなげられるように科目を配列している。講義後に演習を取り入れ、講義で得た知識と技術を統合できるようにし、臨地実習へと関連付けられるように進度を組み立てている。

第一看護学科・第二看護学科は、教育課程の構造図に示す「人間」、「環境」「看護」、「学修と教育」の主要概念にあわせ、看護を学ぶ学生が、学年の進行とともに、学びを統合・進化させ、看護実践力・対象理解能力を高め豊かな看護実践者となるよう考え、科目配列をしている。学修は1年次・2年次・3年次と段階を追い積み重なっていくように、基礎科目、専門基礎科目、専門科目の順の科目配列になっている

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

教育課程に、単位履修の考え方を踏まえた科目を配列しており、看護師になるための学習の質が維持できるように基礎、専門基礎分野、専門分野の順に履修できるようになっている。

6. 教育課程評価の体系

1) 単位認定の考え方

- 1-1 単位認定の基準は看護師等に必要な学修を認めるものとして妥当である。
- 1-2 単位認定の方法は看護師等に必要な学修を認めるものとして妥当である。
- 2 他の高等教育機関と単位互換が可能な体制を整えている。

【本校の状況】

1 各学科の単位認定及び卒業の認定等については学則第5章に明記

助産師学科、第一看護学科、第二看護学科の学修の評価は、5章、10条に示すように所定の授業時間数の3分の2以上を出席し、その授業科目の学修の評価に合格した者については前期(9月)と後期(3月)の学修の評価に関する会議を経て単位を認定している。

授業科目の学修の評価は優(80点以上)良(70点以上)可(60点以上)不可(60点未満)の4段階で行い、可以上を合格としている。

評価は100点満点で表わし、60点以上を合格とし科目の修了を認めている。

2 大学等、他の高等教育機関における履修単位の単位互換に関する体制

学則第5章第10条の3(既修得単位の認定)に、第一看護学科、第二看護学科において、編入する場合等は本校における教育内容と同一内容科目に相当すると認められる場合、これを本校での履修に置き換えて認定することができることを明記している。

「入学案内」で事前に周知するとともに、入学決定後に大学等において修得した単位の認定の申請方法に関する周知文書を送付している。

申請があった場合は「既修得単位認定会議」で審議のうえ、その結果を通知している。

【点 検】

3 : 水準を十分満たしている

【評価結果の根拠(理由)】

単位認定や学修の修了についての考え方、方法については学生便覧の学則に明示している。さらに、授業科目の修得に関する評価基準については学習ガイドⅠや実習ガイドⅡに具体的に明示している。

また、単位の認定や学修の修了に関しては、教務部において「学修の評価に関する会議」(単位認定会議・進級判定会議・卒業認定会議)で審議し、公平性を図っている。

大学等、他の高等教育機関における履修単位の単位互換に関する体制は整い、学生便覧の学則に明示している。

2) 評価の体系

3-1 教育課程を評価する体系を整えている。

3-2 評価結果の活用における倫理規定を明確にしている。

【本校の状況】

1 教育理念・教育目標の達成(評価)は、各科において、前期終了次と学年終了次に学年目標の到達度評価、専門領域における教育評価(実習や授業)を行っている。

評価は学生の到達状況や単位認定の結果のみならず、学生個々へのアンケートをもとに、前年度の課題にどのように取り組み、どのような結果が得られ、さらに、今後の課題を見出し、今後どのように取り組んでいくのかの示唆が得られるように評価を行っている。

また、教員を対象とした授業評価や実習評価を授業終了時や実習終了時に所定の評価用紙を用いアンケート形式で行っている。

なお、授業評価は外部講師を含め、10時間以上の講義を対象に実施している。学内の教員はこれらの結果をもとに、今後の取り組みを明確にして、アドバイスを受けていたりしている。

学外の講師に対しては評価結果を伝え授業の改善等について依頼している。

学習環境に関する評価では学年終了時に学生より評価を受け、教務部で対応できることは直ちに対策をとっているが、県との調整が必要な場合は県に依頼している。

経営管理過程を対象とした評価は、県からの委託調査や県と医師会との運営会議で報告及び助言を受け、要望等は伝えている。

2 評価結果の活用における倫理規定については明確なものはない。平成30年度に学生からの授業アンケートに関する倫理規定としての『「学生による授業評価」アンケート実施要項』を作成した。

授業評価や実習指導に関する学生からの評価では倫理的配慮として、プライバシーの保護を厳守することや成績には影響しないことを事前に説明し、アンケート用紙に記載している。

外来講師に対しては授業評価の目的、方法、結果のフィードバックについて各科の科長より説明し協力を依頼している。協力を得られた講師には結果を郵送したり、直接、改善を求めたりしている

【点 検】

3 : 水準を十分満たしている

【評価結果の根拠(理由)】

授業評価の結果は、ファイルに綴じ、学生に公開しており、いつでも閲覧できるように配置している。評価結果の活用は授業アンケート実施要項に明記している

7. 教員の教育・研究活動の充実

1) 教員の専門性を高める体制

1-1 教員が専門性を発揮できるように、教員の担当科目と時間数を配分している。

1-2 教員が授業準備のための時間を取れる体制を整えている。

【本校の状況】

科目（授業・講義）の担当は、専門領域の教員を配置している。

授業科目数や担当時間数（授業と実習）の分担表の一覧を作成し、時間数や時期に偏りが無いかなどの点検を行っている。

一人の教員が担当する年間の授業時間数は、第一看護学科では20～60時間（4クラスで授業に費やす時間は2～4倍である）。

さらに、教員は、授業や実習以外にも他教員の担当の演習や事例展開等を受け持っており、また、研鑽のための研修出席など上記の時間数よりはるかに多くの時間を授業に費やしている。

実習では、基礎看護学や老年看護学、成人看護学、統合実習では、ほぼ全員の教員が担当する。最終学年の領域実習では、専門性を考慮して担当を決めている。

一人の教員が担当する年間の実習指導週数は、第一看護学科では、10～32週（基礎看護学の担当者は学内の演習が多い）新任の教員に対しては、授業時間や実習指導は考慮している。

第二看護学科では、学生数は少ないが、一人の教員が担当する講義時間数が75時間～100時間以上となる。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

指定規則（一人1週15時間を標準）は厳守されているが、学生指導（学習・生活を含む）に要する時間、科目担当以外の授業参加（演習・事例展開・研究等）に要する時間、教務事務に費やす時間、委員会活動等から時間外の業務となっている。

平成30年度の年次休暇取得率が74.1%前後（教員全体）の状況で、前回より取得率は上昇した。勤務時間内に担当科目の授業準備の時間が十分に取れる状況でない。

2) 教員の自己研鑽を保障するシステム

2-1 教育課程の実践者である教員が自ら成長できるよう、自己研鑽のシステムを整えている。

【本校の状況】

教員の学会参加については、予算確保を行い予算の範囲内において旅費・宿泊費などを学校が負担している。休日の学会参加は勤務扱いとし振替休日を付与している。

平成 28 年度～30 年度の 3 年間で第一看護学科では 9 名、第二看護学科では 3 名の教員が学会には参加している。他の研修にも多くの教員が参加している。

平成 18 年度から「神奈川県医師会看護職員研修要綱」を定め、県医師会から助成を受けて県医師会看護職員（本校専任教員と汐見台病院看護職員）研修を実施していたが、汐見台病院の指定管理契約が終了して、平成 28 年度から「神奈川県医師会専任教員研修要綱」を新たに定め、継続している。

また、平成 19 年度から、専任教員の臨床研修要綱を定めて、継続的に臨床の場での専門技術の研鑽を積み、看護教育に必要な能力を高めるための研修制度を構築している。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

教員はそれぞれの専門領域を持ち、自分の専門領域の運用の責任を担っている。

研修会や学会等にも積極的に参加し、学校もそれらに対し時間的・費用的に支援を行っている。

今後も、さらに教員の自己研鑽システムの構築に向けて検討していく必要がある

【今後の課題】

ユニフィケーション実施に向けての準備に取り組む

3) 教員の相互研鑽を保障するシステム

2-2 教員が相互に成長できるよう、相互研鑽のシステムを整えている。

【本校の状況】

医師会教員研修として教育委員会が主催する研修を年間3～4回実施している。教員の希望、意見をアンケート採り、ニーズに沿った研修を企画・実施している。

研修内容は看護教育界での旬や流れによって必要だと思われる研修を企画し、相応しい講師による研修を実施している。

その他、毎年実践教育センター主催の教員継続研修と連絡協議会主催の各支部の研修への参加を支援しており、教員はラダーに沿った研修を受けることができている。

【点 検】

2：水準をほぼ満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

教員が相互に成長できるシステム化というよりも、困ったときに支援がいつでも受けられるような人的システムは確立されている。

【今後の課題】

教員が相互に成長できるシステム化に取り組む。

8. 学生の看護実践体験の保障

1) 学習施設の選択と開拓

1-1 臨地実習施設は、養成所の個別の教育理念・教育目的・教育目標を理解している。

1-2 臨地実習施設は学生の看護実践の学習を支援する体制を整えている。

【本校の状況】

3学科の実習施設は、本校の教育理念、教育目的が達成されるように指定規則により選択している。

教育理念・教育目的・教育目標については、学習ガイドに明記し実習施設に配布し周知している。

教育目的・教育目標についても、科の概要に明記し実習施設に配布している。それぞれの実習施設は、施設の理念、看護部の教育目標が明示され計画的に教育が実施されており、実習目標が達成可能な施設となっている。

実習計画は、当該年度の4月以降に臨床指導者会にて実習計画全体の方向性を確認し、実習開始毎にも個別の打ち合わせにより調整している。

次年度以降の実習については、7月から8月頃に実習施設の開拓を開始し、実習計画を検討している。その後実習計画案を実習施設毎に打ち合わせし、年度末の3月に最終的な実習計画案を提出できるように年間をかけて調整している。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠(理由)】

実習の目的・目標が達成できるように考え実習施設を選択している。

2) 学習目標達成のための実習施設との協力体制

2-1 臨地実習指導における学生の学びを保障するために、臨地実習指導者の役割を明確にしている。

2-2 臨地実習指導における学生の学びを保障するために、教員の役割を明確にしている。

【本校の状況】

3学科は、年度初めの臨床指導者会議で、実習全体の説明と科の概要等で学生の状況も説明している。全体の説明後、各病棟の指導者と各実習の目的、目標、実習の具体的な進め方や必要事項について打ち合わせをしている。

また、実習施設担当教員（窓口教員）を決め、実習施設との連絡調整をタイムリーに行っている。

学生の実習は中間評価面接を行い、個々の学生の課題を明確にし、実習目標が到達できるように支援している。実習終了後は教育評価のまとめを報告し、次の実習に活かしている。

学生指導は実習指導者講習会受講者が指導を担当している。指導者不在時は師長や主任等が代行し学生指導を継続して行う体制になっている。

助産師学科は、夜間に及ぶ実習が必修のため実習が円滑に行えるように日々調整をしている。

また、臨地実習における臨床指導者と教員の役割を学習ガイドに明記し学生の学びの保証をしている。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠(理由)】

実習目標達成にむけて、施設とタイムリーに打ち合わせや調整をしている。

3) 臨地実習指導者と教員の協働

2-3 臨地実習指導者と教員の協働体制を整えている。

【本校の状況】

学習ガイドⅡに臨床指導者と教員の役割を明記している。

臨床指導者会議においては、学校の教育理念、教育目標をもとに実習の目的、目標、概要等を説明し理解や協力が得られるように働きかけている。

実習する学生のレディネスについて共通理解が得られるように意見交換し、指導の方向性を確認している。

さらに、臨床・学校双方役割を理解しコミュニケーションを大切にしている

【点 検】

3 : 水準を十分満たしている

【評価結果の根拠(理由)】

3学科とも臨床指導者会を毎年定期的に開催し関係性を築き、協働体制を整えている。

4) 学生からケアを受ける対象者の権利の尊重

3-1 学生からケアを受ける対象者の権利を尊重するための考え方を明示している。

3-2 対象者の権利を尊重する考え方に基づいて、学生への指導を計画的に行っている。

【本校の状況】

実習協定書及び同意書に実習の対象者の権利を尊重するための考え方を以下のように明示している。

1. 実習協定書

- ① 実習生の健康管理状況の確認
- ② 施設における諸規定の遵守
- ③ 守秘義務
- ④ 保険加入・損害賠償
- ⑤ 事故発生時の対応
- ⑥ 個人情報の保護

2. 実習同意書（臨地実習へのご協力をお願い）

- ① 患者家族への事前に十分かつ分かりやすい説明
- ② 患者が納得したうえでの同意
- ③ 援助を行う際の安全の保障、事前の教員、指導者の指導
- ④ 実習に対する意見質問への対応の保障
- ⑤ 援助を拒否する保障、また、拒否したことを理由に看護及び診療上の不利益な扱いを受けない保障
- ⑥ 患者の診療記録からの情報収集
- ⑦ 守秘義務厳守の保障

協定書は実習を行っている3学科の1単位以上の全ての病院と締結している。

臨地における実習協力の依頼においては、施設毎に異なるが、基本的に実習指導者の協力のもと、実習同意書に沿って患者、家族に説明を行い、患者・家族が納得したうえで、協力の同意を得るようにし、同意を得た後に実習協力承諾のサインを受けている。また、口頭で同意を得た場合であっても、その旨を看護記録に残すようにしている。同意書は2枚綴の複写とし、実習施設・患者の保存としている。

実習の対象者の権利を尊重する考え方については、学習ガイドに実習注意事項に学習者としての態度・個人情報の取り扱い、事故発生時の対応について明示し、ガイダンス、実習オリエンテーションで、学生の実習の段階に応じて指導している。

授業においては、対象の特徴をふまえた患者の権利や看護倫理について教授し、個人情報や、看護記録、実習記録においての法的位置づけ等を学び、実習においてどのようなことが個人情報の漏えいにつながるか問題となる事例を伝え、患者に関する情報の管理と記載した記録類の取り扱いについて指導している。

学内演習においては、援助の場面を設定し、患者に援助の説明と同意を得ることから行い、プライバシーの保護を含めた安全で安楽な援助方法を考え、実践可能なレベルにまで技術が習得できるよう指導している。

実習中は個人情報の取り扱いで決められた学内の規則を厳守しているか教員が確認し、実習終了後の実習記録類は厳重に管理している。

個人情報などの取り扱いで問題が生じたときは、レポートで振り返りを行い、意識を高め個人情報の漏えい予防に努めている。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠(理由)】

実習施設との協定書及び受け持ち患者との同意書に対象の権利を尊重するための考え方を明示している。

受け持ち患者の実習における同意書は実習施設によって異なるが施設の特徴、考え方によって、同意の了承の工夫を行っている。

学生への指導は段階を踏んで計画的に行っている。

実習同意書には患者の情報収集を行うことは記載されているが、その情報を学生が学ぶのために実習記録に記載すること等についてはふれていないため、患者情報を匿名化することに徹底した。

個人情報の漏えい等の問題は発生していない。

【今後の課題】

同意書内容の検討。

5) 臨地実習における安全対策

4-1 臨地実習において学生が関係する事故を把握、分析している。

4-2 学生に対する安全教育、安全対策を計画的に行っている。

【本校の状況】

4-1 3学科ともインシデント・アクシデントが発生した場合、学生はインシデントレポートでふり返り、教員も要因を分析し報告している。学生の行動レベルのエラーに関しては振り返りレポートを記入している。各学科とも各実習において、その実習で発生したインシデント・アクシデントの内容や要因を分析している。アクシデントの場合は時系列に事実を把握し、要因分析し施設に報告している。インシデント・アクシデントが発生した場合、タイムリーなカンファレンスの開催と、教員との面接により要因分析が深まるように指導している。

4-2 臨地実習における事故については、「臨地実習中の事故等発生時の対応」を定め、学生便覧に掲載し学生に説明している。また、賠償事故等の補償制度に学生・教員は加入し、実習中の安全管理対策として、入学時に感染症等の抗体検査を実施や抗体検査で陰性の場合には、予防接種を受けるよう指示し100%実施している。毎年インフルエンザの予防接種を実施している。なお、教員についても学生同様に行い、学生の実習指導に支障を来さないよう万全を期している。入学後に小児抗体検査を実施し、抗体が無いものには予防接種を行っている。(各領域実習前に学生の結果のコピーを郵送、ノーレスポンスを報告している。)

【点 検】

3 : 水準を十分満たしている

【評価結果の根拠(理由)】

全ての学科で同じ書式でインシデントの内容を把握し、教員も要因分析している。

実習毎にインシデントの傾向や要因分析は行っており、要因分析した結果を次の実習に活用している。

第一・第二看護学科は、段階をおって講義し、助産師学科では基礎看護教育を基盤に助産業務上必要な医療安全に関する講義を行っている。

IV. 教授・学習・評価課程

1. 授業内容と教育課程との一貫性

1 授業内容は、教育課程との関係において、当該学生のための授業内容として設定されている。

【本校の状況】

≪助産師学科≫

看護師課程での学びを基盤として助産実践能力の育成を目指して

- ① 人関係形成力、コミュニケーション力の強化
- ② アセスメント能力の強化と、そのアセスメントに基づいたケア提供能力の強化
- ③ 助産技術力、指導技術力の強化を図る授業内容を設定している

≪第一看護学科≫

看護実践力の強化及び育成を目指して

- ① 人関係形成力、コミュニケーション力の強化
- ② 問題解決思考
- ③ 看護技術力の強化を柱とした授業内容を設定している

≪第二看護学科≫

准看護師課程での学びを基盤として看護実践力の強化と育成を目指して

- ① 人間関係形成力、コミュニケーション力の強化
- ② 問題解決思考の育成
- ③ 看護技術力の強化
- ④ 看護を迫及する姿勢の育成を強化した授業内容を設定している

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠(理由)】

授業内容は、教育課程と一貫性があり、当該学生のための内容が設定されている。

平成20年改正カリキュラムに則って実施している。

毎年、委託調査で報告し問題の指摘はない。

2. 看護学としての妥当性

2-1 授業内容のまとまりの考え方を明確に述べている。

2-2 授業内容のまとまりの考え方は、科目目標との整合性を持っている。

3 授業内容のまとまりは、看護学の教育内容として妥当性がある。

【本校の状況】

≪助産師学科≫

看護師等養成所の運営に関する指導要領、助産師教育の基本的考え方1～4及び留意点に則って科目設定し、実施している。

授業内容は、各科目の考え方を基に、コミュニケーション力の強化、問題解決過程や助産技術力の向上を意図的に組み入れた。

シラバスに授業科目のねらいや各授業内容の目標を明確にしている。基礎助産学を土台として、助産実践力を育成と向上を目指す内容となっている。

看護師等養成所の運営に関する指導要領、看護師教育の基本的考え方1～6及び留意点に則って科目設定し実施している。

≪第一看護学科・第二看護学科≫

授業内容は、各分野の考え方を基に、コミュニケーション力の強化、問題解決過程や看護技術力の向上を意図的に組み入れた。また看護過程の展開においてはロイの適応看護理論を取り入れ、学生の理解の定着を図っている。学習ガイドに各看護学の考え方を明記し、シラバスに授業科目のねらいや各授業内容の目標を明確にしている。

基礎看護学：看護の概念や原理原則を踏まえ、安全、安楽に根拠を持った看護技術が修得できる内容となっている。

成人看護学：成人期の特徴を踏まえ、あらゆる健康レベルの対象に対し、健康の保持増進、疾病の予防・回復に向けた看護実践が学べる内容となっている。

老年看護学では、老年期にある対象とその家族に対し、疾病の予防、回復、健康の保持・増進に向けた看護実践が学べる内容となっている。

小児看護学：こどもの特徴を理解し、健やかに成長発達への援助及び健康状態にあったこどもと家族への看護実践が学べる内容となっている。

母性看護学：母性の特徴と母性看護の役割について学び、正常な妊娠分娩経過と逸脱した妊娠分娩経過を学べる内容となっている。

精神看護学：精神の健康の保持増進を理解し、健康に障害を持つ人の看護が学べる内容となっている。

在宅看護論：在宅で療養する人とその家族の生活が具体的にイメージできる学習内容となっている。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠(理由)】

科目のねらいや授業内容については、当該授業の意図に沿った内容となっている。

毎年、委託調査で報告し問題の指摘はない。

3. 授業内容間の関連と発展

4 授業内容間の重複や整合性、発展性等が明確になっている。

【本校の状況】

学生は原則として教育課程に定められている学修の順序で履修しており、学生便覧に履修要件を提示し説明している。

教育課程の各分野・科目の位置づけ、授業の目的・到達目標・内容・授業方法・履修上の助言に関して学習ガイドⅠにて提示している。

《助産師学科》

平成 22 年度のカリキュラム改正時から「助産師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度」と基に教育内容の見直しを行った。

毎年、科目の単元構成を見直して学習ガイドの修正を行っている。学習ガイドには専門分野の考え方と構造、各科目の「ねらい」を示し、「履修上の助言」に他の科目との関連性を示している。

基礎看護学から助産診断・技術学、助産学実習へと知識・技術を統合し、発展させていくことを明記し「助産師に求められる実践能力」の卒業時に到達度を学生に明示することで、効果的に学習を進めていくことが出来るようになっている。

また、教員会議において授業概要・授業内容・指導方法を討議し共有・調整することで、各授業の関連・学習内容の一貫性を保つことが出来ている。

《第一看護学科》

専門分野においては、基礎分野、専門基礎分野の履修の積み上げにより修得される。各分野のシラバスには、学生の学習理解を効果的に進めるために、科目の「履修上の助言」に科目間の関連性についてわかるように提示し、既習内容を他の授業でも意図的に反復することにより、学習が深められるようにつなげている。

病態や看護技術については、学科進度表を基に各領域や各科目でおさえている項目について、マトリックスを作成し、可視化した。

3年間の授業内容の発展性については、各分野の科目の進行が分かるように進度表を提示している。

実習においては、学内の既習内容（講義や演習）を基に知識や技術を積み重ね、発展できるよう学習を行っている。

1年次前期に病院で看護活動を見学し、健康障害を持つ人の看護について学ぶ実習を行い、後半から2年次に向け看護過程の学習が段階的に学べるようにし、3年次は領域実習へと学習が発展するように計画している。

《第二看護学科》

専門分野においては、基礎分野、専門基礎分野の履修内容の積み上げにより修得されるものであり、教員は他の関連する授業科目の内容把握に努め、発展性や反復性を考慮した該当授業の内容の工夫につなげている。

科目の「ねらい」と「履修上の助言」に科目間の関連性についてわかるように提示し、専門分野においては看護技術マトリックスを作成し、各領域で教授する看護技術項目と授業形態を明確化している。

2年間の授業内容の発展性については進度表を提示し「各分野の考え方」「教育課程の構造図」において、学びを深化させるための教育内容と構造を明示している。

准看護師課程での学びを活かし1年次の学習内容が2年次の学習へ段階的につながり、さらに発展できるように努めている。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠(理由)】

学習ガイド(シラバス)に明記している。

【今後の課題】

授業内容の重複及び発展性について点検を継続し、可視化したマトリックスを活用し評価していく。カリキュラム改正に向け、さらに授業間の整合性や発展性を見直していく。

4. 授業の展開過程

1) 授業形態の選択

1 授業形態(講義、演習、実験、実習)は、授業内容に応じて選択している。

【本校の状況】

授業形態は講義を中心としているが、授業内容、授業進度、授業のねらいに応じて、演習(事例分析・技術演習)グループワーク・ディスカッション・ディベート・ロールプレイ・見学など適宜選択している。

【点 検】

3 : 水準を十分満たしている

【評価結果の根拠(理由)】

学修の成果として多くの学生が可(優・良・可・不可)以上の成績を収めている。

学生からの授業アンケートの結果では、ほとんどの教員の総合評価が3.5以上(4段階評価で4:良い3:やや改善が必要2:かなり改善が必要1悪い)である。

国家試験の合格率は毎年、全国の合格率を上回っている。

国家試験の令和元年度(令和2年3月発表)の合格率の合格率は助産師学科、第一看護学科、第二看護学科の3科全てで全員合格100%である。

2) 授業の対象学生の構成と指導法

2 授業展開に用いる指導技術についての考え方を授業計画等に明示し実践している。

【本校の状況】

学生の学習準備や学習内容を十分考慮し、参加型学習（協同学習）やシミュレーション教育などを実施している。学生の思考の育成や技術の習得についてはより個別性に応じた指導が行われるようにしている。

また、グループ学習では学生相互のダイナミクスが発揮できるように学生のメンバーの構成を考慮している。

科目の講義開始時配布する授業概要には科目担当者の“ねがい”や授業形態や学習方法を明示している。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠(理由)】

学修の成果として多くの学生が可（優・良・可・不可）以上の成績を収めている。

学生からの授業アンケートの結果では、ほとんどの教員の総合評価が3.5以上（4段階評価で4：良い、3：やや改善が必要、2：かなり改善が必要、1悪い）である。

国家試験の合格率は毎年、全国の合格率を上回っている。

国家試験の令和元年度(令和2年3月発表)の合格率の合格率は助産師学科、第一看護学科、第二看護学科の3科全てで全員合格100%である。

3) 指導技術の工夫

- 3 授業の展開過程の他に、学生の学習が深化、発展するための方法を意図的に選択し、学習を支援している。
- 4 学生に対し効果的な教育・指導を行うため、教員間の協力体制を明確にしている。

【本校の状況】

授業では説明・発問・指示・演示を授業形態や学習効果を考慮し工夫している。

科目や単元の目標、授業では時間毎に、授業の達成目標を提示している。小テストの実施や試験後の振り返り時間を設け、それぞれの教科の習得を振り返り、確実な知識の習得ができるように促している。

技術の習得（演習）や思考過程の育成（看護過程の演習）では、少人数制をとり、学習効果を得られるよう学生のグループ編成を行い、複数の教員が演習に入るなど工夫している。

複数の教員で指導にあたる時は年間スケジュールを立て、教員間で共通認識を図り、指導内容、方法の統一を行っている。技術の習得には繰り返し練習をすることが必要であるため、放課後に実習室を利用できるようにするとともに、担当教員を掲示し指導を受けることができるようにしている。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠(理由)】

学修の成果として多くの学生が可（優・良・可・不可）以上の成績を収めている。

学生からの授業アンケートの結果では、ほとんどの教員の総合評価が3.5以上（4段階評価で4：良い、3：やや改善が必要、2：かなり改善が必要、1悪い）である。

国家試験の合格率は毎年、全国の合格率を上回っている。

国家試験の令和元年度(令和2年3月発表)の合格率の合格率は助産師学科、第一看護学科、第二看護学科の3科全てで全員合格100%である。

4) 教材・教具の活用と開発

【本校の状況】

学生の理解を助け、深めるために適した教具や教材を意図的に選択して効果的に活用するよう教員個々で教材開発、工夫を行っている。効果的に教材や教具を使用できるよう領域会議等で情報交換を行っている。

教材開発、工夫の方法としては、科を超えて作成した教材の共有・看護過程の授業における連携（一つの事例で老年看護学から在宅看護学へと継続して展開）・教員が患者役となりビデオ撮影し、教材作成を行うなどである。

図書室では検索システムの使用方法の教授を定期的に行っている。また、学生が自己学習できるようにDVD等をそろえ提示している。

さらに、インターネットが接続され、知りたい情報が検索できるようにしている。情報処理室、演習室は使用届が提出されれば、コンピューターや、教材が使用できる状況にある。標本室はいつでも自由に閲覧できるよう、室内を開放している。

講義、演習、実習に使用するテキストは、学内教員、外部講師とも十分に検討し、学生の意見も取り入れて選択している。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠(理由)】

学修の成果として多くの学生が可（優・良・可・不可）以上の成績を収めている。

学生からの授業アンケートの結果では、ほとんどの教員の総合評価が3.5以上（4段階評価で4：良い、3：やや改善が必要、2：かなり改善が必要、1悪い）である。

国家試験の合格率は毎年、全国の合格率を上回っている。

国家試験の令和元年度(令和2年3月発表)の合格率の合格率は助産師学科、第一看護学科、第二看護学科の3科全てで全員合格100%である。

5. 目標達成の評価とフィードバック

1) 評価の計画性

1-1 評価計画を立案し、実施している。

1-2 評価結果に基づいて、実際に授業を改善している。

【本校の状況】

1) 評価の計画性

1-1 評価計画を立案し実施している。

3 学科共に講義、臨地実習において評価計画(評価内容・基準・方法・時期など)が立案され、それに基づき実施している。

講義・臨地実習とも学習ガイドシラバスに、評価方法・内容を明記している。

臨地実習においては、評価表に基づき評価ガイドを作成し、評価者による誤差を最小限に抑える工夫をしている。

学生による授業評価及び実習指導評価を実施している。授業評価については、校内教員は全員実施している。

外部講師においては、一科目や一単元が10時間以上の授業の場合、評価3.0以下の場合、講師が希望した場合、本校が評価を必要とした場合に実施している。

【点 検】

3 : 水準を十分満たしている

【評価結果の根拠(理由)】

授業評価をもとに授業等の改善を行っている。

授業概要に「目的」「到達目標」「評価」を明記し、学習者が獲得すべき学習内容を具体的に提示した。

2) 評価結果の活用

- 2-1 学生及び教育活動を多面的に評価するため、多様な評価の方法を取り入れている。
- 2-2 教育目標の達成状況を多面的に把握している。
- 3-1 学生に単位認定のための評価基準と方法を公表している。
- 3-2 単位認定の評価は公平性が保たれている。

【本校の状況】

2 評価結果に基づいて、評価結果を活用している。

教育目標の達成状況は多角的に把握している。領域毎に実習評価結果状況等のデータに基づき、各領域の教育評価を行っている。学年においては、当該学年の目標が達成されているのか否かについて、アンケート調査を実施している。そのアンケート結果から得られたデータと各領域よる教育評価等を基に各学年の教育目標の達成状況を明らかにしている。その上で学年としての課題を明らかにし、次年度に繋げている。

3 学科とも、授業形態によって多様な評価方法を取り入れている。

講義については、筆記試験の他小テスト、課題、レポート、技術試験、OSCE、グループディスカッションによるピア評価や自己評価等、多様な評価方法を導入している。

技術試験及び OSCE 実施後はリフレクションを実施し、速やかに評価を行っている。試験結果の可否に関しては、試験終了後 1 ヶ月以内に開示、希望者には点数や解答用紙の開示を行っている。

実習に関しては初回面接、中間面接、最終面接など、学生・教員・指導者で実施し、形成的かつ客観的な面接を行っている。実習に関する評価はそれぞれの科目の評価細目や面接をもとに教員が客観的に評価をしている。

評価結果は、次回の実習に活かせるように、各自の課題を明確にしている。教育目標の達成状況は領域・学年毎に中間評価・最終評価を行い、概ね多面的に評価されている。毎年、年度の始めに目標を設定し、評価指標も同時に設定している。年度末に目標に沿って、計測・観測可能なデータを元に達成状況を評価している。

評価には学生のアンケートの結果も反映されている。また、教育評価は教員会議で公に検討し、他の領域・学年の評価にも反映されている。学生に単位認定のための評価基準と方法を公表している。学生便覧第 5 章「単位等及び卒業の認定等」「授業科目の学修の評価などに関する要綱」にて受験資格・評価基準の考え方を明記している。

3 学生に単位認定のための評価基準と方法を公表している。学生便覧第5章「単位等及び卒業の認定等」、「授業科目の学修の評価などに関する要綱」にて考え方と受験資格を明示し、学習ガイド内シラバスにおいても評価方法を明記している。

評価基準に関しては試験の採点基準や配分について開示し、実習評価基準についてもあらかじめ公表している。単位認定の評価には公平性が保たれている。科目の単位認定は、10月、3月に単位・成績認定会議、卒業生は卒業認定会議の中で、学則に沿って学科としての認定の承認を行っている。

学年末に、科目の評価結果（学修記録）を学生に交付するとともに、科によっては保護者に郵送にて提示している。学習目標の達成が厳しいと思われる学生に対しては学生面接を教員複数で実施し、課題を明確にして次年度に繋がられるようにしている。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠(理由)】

授業概要に評価方法を明示し、実習評価細目を学生、臨床に公表している。

学生による授業評価・実習指導評価はアンケート結果を教員にフィードバックし、授業改善、実習指導の改善に繋げている。

6. 学習への動機付けと支援

1) シラバスの提示

1-1 シラバスの提示や学習への指導は、養成所全体としての一貫性がある。

【本校の状況】

《講義》

シラバスの書式と項目を統一し、シラバスの提示は、入学時に学習ガイドⅠ（教科課程）、Ⅱ（臨地実習）を冊子として入学生に配布し、各学科の教育課程について説明をしたうえで、学習への指導を行っている。

新採用の教員にも説明を行っている。各科とも、毎年シラバスの改訂にあたり見直しを行っている。

項目は、「目的」、「到達目標」、「授業計画」、「教育方法」、「履修上の助言」、「教科書及び参考書」、「評価方法」を記載することとし、学校全体として一貫性のあるものになっている。

《実習》

各科とも実習要項を配付し、入学時ガイダンス及び実習前にオリエンテーションを実施している。実習施設に対しては、当該学生のレディネスと関連科目の履修状況について説明を行っている。

全ての実習はシラバスを提示し、講義と連動させて実習が効果的に行えるよう（実習要項、講義との関連性を理解させ、履修上の助言を活かし事前学習する等）、学習の動機付けと支援を行う。

また、実習履修要件も提示し学習の順序性を示すとともに、先行履修要件の再確認ができるようにしている。

【点検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

入学時にシラバス（学習ガイドⅠ・Ⅱ）を配布し、各科の教育課程を理解し、活用できるように説明を行っている。

履修前に準備をして、学修に臨んでいる。

実習については開始前にも実習要項を提示し、オリエンテーションを実施している。

シラバスは、毎年更新し内容を充実させている。

2) 学習への支援体制

1-2 シラバスとの提示や学習への指導は、学生への学習への動機付けと支援となっている。

【本校の状況】

- ① シラバスは冊子にして全員に配布。入学時のカリキュラムガイダンスで授業概要と学習方法について説明している。シラバスのフォーマットを変更し、学生が主体的に授業に取り組めるようにしている。「目的」、「到達目標」、「内容」、「履修上の助言」、「履修要件」、「教科書」、「評価方法」を明示した。
- ② 講義では、シラバス確認と共に、初講時に授業概要を配布（学内教員）し、学生が授業準備に活用している。
- ③ 看護・助産技術の指導や技術チェックは、学生と教員で到達目標を共有し、指導にあっている。学生もりフレクションを行い、技術向上できるよう動機づけを行っている。放課後には18時まで学生の技術練習担当者を配置し対応している。
- ④ 実習では、実習前にオリエンテーションを行い、各実習の要綱、実習評価細目、施設概要について説明を行い、学習への動機づけと支援を行っている。原則として学生4～5人に教員1名が引率し実習指導にあたり、臨床指導者と協力し指導を行っている。看護への動機づけと看護実践力を育んでいる。学内時間には思考過程の整理、学習相談を受けている。
- ⑤ 入学時より国家試験対策に取り組んでいる。低学年時より模擬試験や特別講義を実施し、動機づけと情報提供を行っている。
- ⑥ 学生対応は、学習ガイドの「学習について」を基に入学時と各年次の4月に学習の方法や授業の受け方、試験のルールについて等を説明している。
- ⑦ 図書室は司書を配置し、19時まで開館している。
- ⑧ 情報処理室は、18時まで学生に開放している

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

シラバスと合わせ授業概要をオリエンテーションで説明し学習への動機づけを行っている。

図書室、実習室、情報処理室を開放し、学習環境を整えている。

V. 経営・管理課程

1. 設置者の意思・指針

- 1-1 養成所の管理者は教育理念・教育目的についての考え方を明示している。
- 1-2 養成所の管理者は教育課程経営についての考え方を明示している。
- 1-3 養成所の管理者は教育評価についての考え方を明示している。
- 1-4 養成所の管理者は養成所の管理運営等についての考え方を明示している。
- 1-5 明示した管理者の考えと、設置者の意志とは一貫性がある。
- 1-6 教職員は養成所の設置者と管理者の考え方を理解している。

【本校の状況】

神奈川を取り巻く社会経済環境は、少子高齢社会の到来、グローバル化、高度情報化の進展、人々のライフスタイルの多様化等大きな時代の変動期を迎えている。

このような中、神奈川県では神奈川が進むべき方向と取組を示す、県政運営の総合的・基本的指針として、平成16年3月「神奈川力構想・プロジェクト51」を新たな総合計画として策定した。

その中で、保健医療分野における神奈川のめざす姿を「保健・医療・福祉に関する質の高い人材が養成されるとともに、県内施設等において安定的な確保が行われ、県民の多様なニーズに対応した質の高いサービスが提供され、障害者や高齢者をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる。」としている。

めざす姿に向かうプロジェクトの一つが「保健・医療・福祉人材の養成・確保」であり、平成15年度から取り組んでいる県立の看護専門学校の再編整備計画もこの中に位置づけられている。

設置者の意図を踏まえ、学則の第2条（目的）に「本校は学校教育法（昭和22年法律第26号）及び保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき、助産師、看護師又は准看護師として必要な知識及び技術を修得させ、あわせて一般教養の向上をはかり、有能な人材を育成することを目的とする。」と規定している。

本校の沿革は、昭和40年4月の神奈川県医師会准看護婦学校の開設まで遡り、その後、昭和43年7月から県有医師会運営となり、昭和54年4月に神奈川県衛生看護専門学校条例が施行され、県立民営の学校として（社）神奈川県医師会に運営が委託されてきた。

そうした中で、地方自治法の指定管理者制度の導入に伴い、平成18年4月に神奈川県立衛生看護専門学校条例が施行され、学校の運営形態を県立県営に変更するとともに、教務事務について神奈川県医師会に委託し現在に至り、県職員と（社）神奈川県医師会職員が協力して学校運営にあたっている。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

運営会議や委託調査等により、県の「看護職として質の高い人材養成と県内施設において安定的な人材確保」について神奈川県医師会職員に周知している。そして、同時に県医師会の管理者の意思として本校の設立目的となっている。

2. 組織体制

1) 意思決定機関・意思決定システムの明確性

- 1-1 養成所の組織体制は、教育理念・目的を達成するための権限や役割機能が明確になっている。
- 1-2 意思決定システムが明確になっている。
- 1-3 意思決定システムは、組織構成員の意思を反映できるように整えられている。
- 1-4 意思決定システムは、決定事項が周知できるように整えられている。

【本校の状況】

学校の組織体制は学生便覧に明記されている。また、県医師会教務部の組織図は県医師会就業規則に明記されている。設置者の神奈川県は学生の教育及びそれに伴う事務を神奈川県医師会に委託し学校を運営している。

県と県医師会は毎年委託契約書を交わし、神奈川県医師会はこの契約書に則って教育に携わっており、(委託契約書に業務内容が明記してある) 医師会職員の役割や業務については明文化している(職務分掌「役割と業務」「職員業務分担当表」に明記している。)

意思決定のシステムとしては、県と医師会による運営会議(1回/年)、校長及び管理担当副校長、教育指導監、教務部管理職による運営調整会議(1回/月)、教務会議(1回/月)、教育担当副校長、学事課長、各科の科長・副科長による科長会議(1回/月)、各科の教員会議(2~3回/月)、職員全体会議(3月)他、全11の委員会を通して教職員の意思が考慮・決定され、速やかに周知している。

また、緊急時等の連絡網を整備している。

【点 検】

3 : 水準を十分満たしている

【評価結果の根拠(理由)】

運営会議や委託調査を通じ、県と医師会職員の意志疎通を図っている。

2) 組織の構成と教職員の任用の考え方

2-1 組織の構成と教職員の任用の考え方と、教育理念・教育目標達成との整合性がある。

【本校の状況】

本校は校長、管理担当副校長、管理課が神奈川県職員の職員であり、教育に係る業務を遂行するのは神奈川県医師会の職員である。神奈川県医師会は神奈川県より看護教育に係る教務部門を委託されている。

組織体制は校長の基に管理担当副校長と教育担当副校長が配置されている。管理担当副校長の基に管理課が設置され教育担当副校長の基に学事課、各科が設置されている。これらの組織図は学生便覧に明記している。

教員の任用（採用）は、神奈川県医師会として公募している。教員採用については、有資格者（看護師養成所の運営に関する指導要領の第4章「教員に関すること」を基にしている）の応募者に対し教育指導監・教育担当副校長、参事、当該学科の科長が選考（面接と書類審査）し、県医師会長が職員を任命している。

事務職員は県医師会本部で選考し県医師会長が配置している。教員の科配属や担当領域の決定は教育理念・教育目的・教育目標を念頭に教育効果を考慮して、臨床経験と教育経験を踏まえて決定している。

任免・昇任・昇格に関する規定は県医師会就業規則に準じている。

非常勤講師の選考は、非常勤講師の選考基準（2008年作成）に基づいて選考している。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

指定規則に則って、有資格者を面接試験により採用している。

3) 教職員の資質向上についての考え方と対策

2-2 教職員の資質の向上についての考え方と対策には教育理念・教育目標達成との整合性がある。

【本校の状況】

教員の自己研鑽に向けて学会や研修に計画的に参加できるように予算を組んでおり、研修や学会参加に関しては代休等の対応を行っている。

前回の学校評価では、「教員に求められる資質や求められる倫理」等について明文化されたものがなく、課題としていたが、平成 25 年度に学校職員倫理規定を作成し、明文化し公表した。

また、平成 24 年度に神奈川県看護教員研修制度推進委員会が作成した「看護教員のキャリア発達の目安」をもとに、本校の教員のための「キャリア発達の目安」を作成した。平成 25 年度に本校の「キャリア発達の目安」Ⅰ期～Ⅳ期の課題に基づくチェックシート（ステップアップシート）の作成にとりかかり、平成 26 年度に完成させ、平成 27 年度よりステップアップシートの運用を始めた。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

さまざまな内容や方法で自己研鑽しており、今後もさらに教員の教育力の向上に向けて組織として取り組む必要がある。平成 22 年度以降、看護教員が向上すべき資質、求められる能力に関して計画的、系統的、具体的に対策を立てキャリアアップに努めるべく取り組んでいる。

今後、ステップアップシートを活用してさらに取り組んでいく。

【今後の課題】

ステップアップシートの活用について、より具体的な検討を行う。

3. 財政基盤

1-1 財政基盤を確保することについての考え方が明確である。

1-2 財政基盤を確保することについての考え方は、学習・教育の質の維持・向上につながっている。

2-1 教職員は、養成所がどのような財政基盤によって成り立っているかを理解している。

2-2 教職員のそれぞれの視点からの財政についての意見は、経営・管理過程に反映できるようになっている。

【本校の状況】

歳入については、授業料改定の最終形として令和2年度授業料が改定されるが、低廉な水準としている。

また、手数料である受験料が消費税改定に伴い、令和元年度に改定された。

歳出については、維持運営に係る県直接執行予算と委託契約による人件費を中心とした県医師会執行予算で構成されている。

県の財政状況は厳しく全体として精査を求められているが、看護教育に必要な予算について、令和2年度当初予算は対前年比増予算が確保されている。

施設・設備整備に関しては、庁内他局と調整し予算の配当を受け、鋭意、改修等がなされている。

教務部から教材等についての意見・要望は運営調整会議及び随時管理者に伝えられており、所属予算及び庁内調整にはかり対応している。

学生が負担する教材費等については、県医師会が年度当初に一括徴収して、会計年度ごとに整理して、卒業時に清算している。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

歳入については、授業料は年4回分納で納付する制度となっており、若干納付が遅延する事例もあるが、各々の事情等も勘案しつつ指導を行い各期に収納が完了している。

歳出については、教育活動を担保しつつ、適正かつ節減に努めた執行を行っている。

教務部からの、教材等についての意見・要望を運営調整会議や随時聴取し、内容を精査・検討のうえ、執行及び予算の確保に努めている。

また、必要に応じて、庁内他局の予算を活用し、速やかに施設改修等を行った。

【今後の課題】

財政状況が厳しい中、今まで以上に効率的な組織運営に努める一方、看護教育に必要な経費を確保し、県立の看護師等養成機関としての使命も果たしていく。

4. 施設設備の整備

1) 整備の考え方と計画性

- 1-1 学習・教育環境の整備について、管理者の考え方を明示している。
- 1-2 管理者の考え方に基づいて整備計画を立案し、実施している。

【本校の状況】

管理者は、教育環境改善のため大幅に改修等を行っている。

- ・本館外壁塗装工事
- ・トイレの改修（ウォシュレット・便座暖房の設置）
- ・講堂入口手前の段差解消工事
- ・教室の椅子（経年劣化によるもの更新等）
- ・各教室、職員室、廊下をLEDライトに変更
- ・教室のプロジェクター交換
- ・14教室にTVモニターを2台設置し視聴改善
- ・給湯器の新規購入（ボイラーの故障）
- ・施設・設備に関する学生アンケートについては管理者に伝えている。

県立看護専門学校再編整備に伴い旧看護教育大学校、よこはま看護専門学校の校舎を大規模改修し、平成18年9月に旧校舎（横浜市磯子区東町）から現校舎（横浜市中区根岸町2-85-2）に移転し、平成26年3月には新館を増築した。

建物の使用については、本館1階は主として管理部門、本館2階は第一看護学科と視聴覚教室（共用）、本館3階は助産師学科と講堂（共用）、本館4階は調理実習室・情報処理室等（共用）、本館5階は第二看護学科、別館1階は第一看護学科と図書室等（共用）、別館2階は第一看護学科、新館は第一看護学科で使用している。

施設の概要	土地面積	8,413.48 m ²
	建物面積	8,095.89 m ²
	建物内訳	
	本館（鉄骨鉄筋コンクリート造5階建）	5,528.22 m ²
	別館（鉄骨造2階建）	1,936.44 m ²
	新館（鉄骨造平屋建）	617.28 m ²
	ポンプ室他	13.95 m ²

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

管理者の考え方は文書化していないが、看護教育に必要な設備・機材等の充足・整備を進めている。

【今後の課題】

看護学の発展や医療・看護へのニーズの変化に伴い教育内容、教育方法も変化していくことから、備品等整備の優先順位を勘案し、可能な限り最新のものに更新、整備していく。

- 2) 看護学の発展や医療・看護へのニーズ、学生層の変化に対応する整備
- 2-1 看護の専門職教育に必要な施設設備を計画的に整備している。
 - 2-2 医療・看護の発展や学生層の変化に合わせて、施設設備を整備・改善している。

【本校の状況】

(1) 教室

全学年が一同に収容できる施設はない。
学年毎に収容できる 120 名収容の教室は 2 教室。
天井吊り下げ型液晶プロジェクターを全教室に設置。
経年劣化してきた椅子は更新された。

(2) 実習室

専門技術を学修する環境、専門性を高めるため技術演習が十分できる環境として、専門職教育に必要な設備を備えた実習室を設置しており、演習が効果的にできるようにしている。

(3) 図書室の概要

図書室の蔵書は、14,675 冊で、利用時間は原則として午前 8 時 45 分から午後 7 時となっている。
室外貸出しの冊数は 4 冊（専門書 2 冊、一般書 2 冊）までで、室外貸出しの期間は 14 日間だが、実習期間中は 21 日間の室外貸し出しを認めている。
図書不正持出防止システムが設置されている。
開室時間帯は司書資格を持つ職員を配置し、図書室の利用や資料探索の相談に対応している。学生にも、購入希望のアンケートを行っている。

(4) 情報処理室

インターネットに繋がる PC を 45 台設置し、学生 1 人 1 台使用できる。
講義で使用していない時は、18 時まで学生が自由に情報処理室を利用でき、自己学習に使用している。

(5) 自己学習スペースとして、図書室、コミュニティスペースを設けている。

(6) トイレ環境

トイレ環境改善のため、和式解消、洋式・ウォシュレットに改修。

【点 検】

3 : 水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

看護教育に必要な施設、設備・機材等の充足・整備を進めてきている。

【今後の課題】

看護学の発展や医療・看護へのニーズの変化に伴い教育内容、教育方法も変化していくことから、施設、設備・機材等の充足・整備・更新をすすめていく。

3) 学生及び教職員のための福利厚生の整備

3-1 養成所が設置されている地域環境との関連から学生及び教職員にとっての福利厚生施設の整備を検討している。

3-2 学生が学生生活を円滑に送り、教職員が職務を円滑に遂行できるように施設整備を整備している。

【本校の状況】

学生の人間性を豊かにするための設備として、コミュニティスペース、学生自治会室を設置、また、学生及び教職員へ市販価格より安い飲料水等を提供するため、自動販売機をコミュニティスペース等へ4台設置、さらに昼食用のパンの販売を地域作業所へ依頼し、学生への利便性を高めている。

福利厚生のための施設設備として、コミュニティルーム（TV・ソファ・テーブル・飲料水等の自動販売機・お湯の設置・電子レンジの設置）・自治会室・ロッカールーム・就職情報コーナー等を設置している。

また、グラウンド（芝）には、運動道具（キャッチボール・バレーボールフットサル等の用具）を整備、講堂には卓球台3台を整備。

職員用には休憩室を設置している。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

看護学の発展や医療・看護へのニーズの変化に伴い教育内容、教育方法も変化していくことから、施設、設備・機材等の充足・整備・更新をすすめている。

5. 学生生活の支援

1) 学修継続への支援体制

1-1 学生が入学後に学修を継続できる支援体制を多角的に整えている。

1-2 学生が活用しやすいように学生生活の支援体制を整えている。

1-3 支援体制は、実際に学生に活用され、学修の継続を助けている。

【本校の状況】

学校生活の支援では、学習支援としての入学時のカリキュラムオリエンテーション・初年次、教育・学習環境の支援・再履修生支援・国家試験対策等があり、経済的な問題に対する支援としては奨学金制度の紹介がある。

また、心身の健康に対する支援としてはカウンセラーによるカウンセリングを設置しており、学生はこれらの支援体制を活用している。

(1) 学習環境の支援

①実習室の解放、器材、シミュレーションモデルの貸し出し：各科とも事前の予約制により実習室を解放し、技術演習のための時間を確保して看護技術を身につけられるよう学習支援を行っている。

②図書室：通常、8時30分～17時まで使用許可をしており、夏休みや冬休み等長期休暇では1日を解放している。平成21年度から文献検索システム用のパソコンを2台導入し活用している。レポート作成、課題、試験勉強、文献検索、また、自宅での学習環境が整っていない学生も利用している。

③情報処理室：18時まで解放し、45台のパソコンが使用できるように環境を整えている。学生はレポート作成、資料作成に活用している。

④学生相談室の設置：教育担当副校長（随時）が学習相談と学生生活の相談を受ける体制をとっている。

【資格試験対策】

国家試験対策としては低学年より、模擬試験（業者）や過去問題を利用した試験等を行い、終了後には自己解説ノートの提出を義務づけている。各学科とも最終学年では8回～10回程度の模擬試験を行っている。

また、学生の希望を取り、特別補講として学内の教員だけではなく、外部講師や予備校の講師も招いて実施している。

(2) 健康・生活指導・カウンセリング

①健康診断

年に1回春季に定期健康診断を実施し学生の健康管理を行っている。健康診断の実施内容は、胸部撮影、診察、貧血検査、感染症抗体検査、視力、血圧、検尿、ツベルクリン判定、HBs抗原抗体検査である。校医に学生健康状態についての状況を報告し、学生の健康への支援につなげている。

②スクールカウンセリング

学業や健康、あるいは仕事、対人関係等により、学業の継続に支障をきたすような問題が生じた場合、及び卒業後の進路等悩みや心配ごとがある時の相談に対応するためカウンセラーによる相談を行っている。相談室は本館4階にカウンセリング室を設置し、悩みを抱えた学生が周りの目を気にすることなく訪室できるようにしている。

利用方法は、カウンセリング室前に設置してある申込書に必要事項を記入の上、予約箱に投函し、毎週金曜日の午後3時～6時と第1・3・5月曜日の午後2時～5時、毎週木曜日の午後3時～6時に学生が相談できるようになっている。学内の教員が学生の学習状況などを把握し、カウンセリングの必要な学生には相談室の訪室を勧めている。

《カウンセラーの配置》

第1・3・5月曜日と毎週木・金曜日の15時～18時にスクールカウンセラー（非常勤）2名を配置し、専門家によるカウンセリングを受けることができる。予約方法や設置場所等については学生のプライバシーが尊重できるように配慮している。（学生の利用頻度が少ないフロアに設置し、予約確認等も携帯電話でできるようにしている）

また、ケースによってはEメールによる相談や保護者を対象とした相談も受けている。身体症状を呈する学生もいるが、精神領域の校医は配置されていない。

③看護学校補償制度

学生全員が看護学校補償制度（Will）に加入するようにしている。この保険は授業・実習中に発生する傷害や感染事故、患者さんや実習施設に対する賠償事故について補償される。重大な事故の発生時に学生が安心して対応できるように配慮されている。

（3）経済的な支援対策

学生の経済的支援として、修学資金の充実があげられる。本校で取り扱っている修学資金、利用状況及び採用率は、次のとおり。

いずれの奨学金も採用率が低いのは、学校単位での人数枠が決められているためである。奨学金借受人選考基準により順位付けをして採用者を決定し、公正に適格者の選考をしている。

日本学生支援機構奨学金においては、毎年12月初旬に奨学生宛に「貸与額通知」を送付し、奨学生自身が貸与金額と返済予定金額を確認するとともに、翌年度以降も奨学金の貸与を受けるか否かの継続願を学生自身がインターネットを通じて提出することとなっている。学生からの継続願の提出により、学校側が学生の人物・健康・学修状況・経済状況の4つの要素について、『日本学生支援機構奨学生の適格認定に関する施行細則』に基づき、奨学金の継続の有無を決定する適格認定を行っている。

適格認定基準の4つの要素のうち、1つでも適格性を欠いている場合は奨学生として認められないが、学生生活の態度・行動や学業成績については奨学生

の指導の観点から、「激励」、「警告」、「停止」、「復活」等の段階的な処置を施している。

【経済的支援】

経済的な支援体制として3つの奨学・修学金制度を利用し、手続き等を行っている。

- ・日本学生支援機構奨学金
- ・神奈川県看護師等修学資金
- ・神奈川県高等学校奨学金(准看護学科のみ)

それぞれの奨学金に対し、応募者は年々増加しているが、採用（予算）枠の問題もあり借り受け者は年々減少している。

【各修学資金の借り受け状況】

日本学生支援機構奨学金の新規採用状況

平成27年度：希望者数37名、貸与者数35名

平成28年度：希望者数37名、貸与者数35名

平成29年度：希望者数38名、貸与者数36名

平成30年度：希望者数22名、貸与者数22名

令和元年度：希望者数29名、貸与者数29名

神奈川県看護師等修学資金

平成27年度：希望者数20名、貸与者数10名

平成28年度：希望者数20名、貸与者数12名

平成29年度：希望者数13名、貸与者数12名

平成30年度：希望者数15名、貸与者数8名

令和元年度：希望者数12名、貸与者数8名

これらの修学金制度の他に実習施設の奨学金制度の紹介を行っている。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

学生の活用状況からも支援体制は整っている。

実習室の利用状況

実習室使用は、実習前や技術試験前は特に利用頻度が高く、連日ほとんどすべてのベッドを使用して練習をしている状況である。

特に、実習前には、多くの学生が技術を身につけるために繰り返し練習している。

多くの学生がカウンセリングを活用している。また、教員も指導が難しいケースなど助言を受けている。

カウンセリング利用状況は、平成29年度開室日数60日、来室者延べ675名（実数89名）、平成30年度上半期は開室日数31日、来室者延べ597名（実数47名）でカウンセラー増員に伴い利用者数も増加している。

近年の経済状況により、生活困窮者が増加しているが、奨学金は予算の範囲内で毎年採用人数が異なり、採用希望者と採用決定者が乖離している。また、実習施設からの奨学金制度も活用されているが、どの奨学金を選考するのが良いか学生にアドバイスする必要がある。

奨学金の借り受けに関しては成績や経済状況等の条件があり、希望すれば誰でも借り受け可能なわけではない。

また、奨学金を受けながらも中途退学する者もあり、奨学金の活用が厳しくなる状況がある。

第二看護学科では、学生と一緒に生活費の内訳を確認し、計画的に金銭を使用するように支援している。また、希望があれば実習病院の奨学金活用について相談を受けている。

【今後の課題】

模擬試験結果の分析や補講等、学習支援。

精神領域の医師による支援の検討。

実習施設以外にも奨学金制度があるため、学生が選考する際に参考になるようなアドバイスに努める。

2) 学習困難への支援対策

【本校の状況】

≪助産師学科≫

4月に入学時試験を実施し、不正解・不明瞭な回答に対して学習課題として継続して学習するよう指導している。

【成績低迷者への支援】

成績低迷者に対して、随時個別面接を行い、心身の状態などを把握しながら成績低迷の理由や解決方法について共有している。学習困難者は精神面が不安定になっている学生も多く、教員のかかわりとともにスクールカウンセリングを進めフォローしている。

実習時には、夜間休日実習等のために学生のストレスが大きいことから、家族に支援の協力を求めるために保護者同席の面接を実施している。国家試験の模擬試験成績低迷者に対しては、当校による学習や個別指導を行っている。科目等再履修生には、担当の教員を設け、個別指導を行っている。

≪第一看護学科≫

【入学前教育と基礎力試験の実施】

入学前の課題提示し、任意で基礎学習力を高める支援を行っている。入学後は基礎力リサーチを行い早期に学習支援者の選抜を行い学習の方法から個別指導している。数学教室や外部講師の国家試験対策を開講し、基礎力の定着と向上を図っている。

【国家試験対策】

3学年で一貫した支援プログラムを計画し、国家試験対策を実施。2年次より国家試験問題集を購入し取り組んでいる。また、各学年担当の国家試験対策委員会を定期的開催し、情報共有と対策を練っている。3年生では4月から国家試験に向けて学習段階に合わせたクラス別学習を実施。模擬試験は必修、外部模試を含め年に計7回実施。学力別に外部講師の特別講義や予備校も活用している。保護者会は各学年で年2回実施し保護者への協力も依頼している。

【学習困難への支援体制】

学習支援が必要な学生に対し、随時個別面接を行い心身の状態などを把握しながら学力低迷の要因と解決方法について助言している。必要時には保護者へ連絡し、面接などを行い家庭と学校との連携を図っている。特別補講の実施、思考過程の学習と助言等の学習支援を行っている。

精神面での支援が必要な学生には、スクールカウンセラーの活用も行っている。

【科目等再履修生への学習支援】

個々の課題に対し年間計画を立て、単位修得できるように支援している。

《第二看護学科》

【初年次教育】

入学前の課題提示を行い（計算問題・生理学・国語）、入学後にも、計算教室、読解力問題の補講を行っている。また、長期休暇前には、計算問題の課題を提示し、確認テストを行なう等、年間を通し学力に応じた学習支援を行っている。

【成績低迷者への支援】

成績低迷者には、随時個別面接を行い心身の状態などを把握しながら成績低迷の理由や解決方法について共有している。必要時には特別補講を実施している。

国家試験の模擬試験成績低迷者に対しては登校による学習や予備校を勧めている。

実習中は、適宜記録の指導や面接を行い、学習支援を行っている。精神面での支援が必要な学生は実習時間の調整を行い、学校カウンセラーの面接が受けられるように配慮している。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

- ・ 学習支援が必要な学生を、入学早期よりフォローアップし、丁寧に個別対応・相談を行い、学習方法を確立できるように支援し、随時個別対応していることで、多くの学生は単位を修得できている。
- ・ スクールカウンセラーを活用するとともに、保護者会の開催及び保護者と連絡を取り合い、学習状況や学習環境の調整の協力を依頼している。
- ・ 科目等再履修生に対し、単位修得や自己決定できるように学習面・精神面を支援するサポート体制がとっている。
- ・ 国家試験対策は低学年から実施し、最高学年では特別講義を計画・実施している。

国家試験の合格率は常に全国平均以上の結果である。

（令和元年度は全科 100%合格であった）

【今後の課題】

初年次教育のための時間の確保。

今後も基礎学力が向上できる取り組みを行っていく必要があると考える。

3) 社会的活動への支援体制

【本校の状況】

クリーンアップ活動として各学年、年2回地域清掃を行っている。

施設からのボランティア募集を学生に周知し、参加を促している。

夏祭り、花火大会、アレルギーキャンプ、マラソン大会、キャンドルサービス等に参加している。

学校説明会には学生が参加し、看護学生の先輩として演習や意見交換を通じ、看護師を目指す後輩にアドバイスしている。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

クリーンアップ活動は、横浜市中区役所からも表彰（令和2年3月）されている。

ボランティア活動の情報提供は各科を通じ学生に周知している。

参加については、学習時間に影響がない形で学生の主体性に任せ、夏季休暇等を積極的に活用することを推奨している。

【今後の課題】

ボランティアの情報提供の継続

4) 卒業後の進路選択への支援体制

【本校の状況】

就職・進路指導

校内に就職のための資料を配架するとともに、卒業生からのメッセージ（写真入）を掲示している。

個別対応として、各学科とも学生からの相談に面接を行い、支援を行っている。

3年次の担当教員が、県内施設、実習施設、学生に合った施設、新人教育体制が整っている施設などを勘案し就職活動の相談や履歴書の確認・面接試験の練習を行っている。

進学指導については、第一看護学科では、前年度に受験した大学編入試験・助産師学校等の試験の傾向や面接試験の様子をファイルに整理し、在校生の参考にできるようにしている。また、進学した卒業生からの情報を進学希望者に伝えている。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

卒業生全てが就職・進学している。

専任の就職・進路相談担当者は配置していないが、主に科長や担任が行っている。

【今後の課題】

今後も学生個々に合った進路選択ができるように支援する。

6. 養成所に関する情報提供

1) 教育活動に関する関係者への情報提供

- 1-1 教育・学習活動に関する情報提供を関係者（保護者等）に行っている。
- 1-2 関係者（保護者等）への情報提供は関係者から協力・支援を得ることにつながっている。

【本校の状況】

教育活動に関する広報・情報提供

- ・式典（入学、卒業式・ナーシングセレモニー）
式典の案内を保護者・実習施設・講師等に行い参加を呼び掛けている。
- ・文化祭（学科紹介・実習施設紹介・看護体験）
地域住民への案内も行い参加を呼びかけ、看護学校の概要を紹介している。
- ・学校説明会・学校見学会
入学希望の学生及び保護者に学校の概要（教育方針・アドミッションポリシー・カリキュラム紹介・学校生活・国家試験合格状況・就職情報など）を説明している。
- ・保護者周知文書
入学時、保護者へ学校生活や教育活動についての詳細を文書で配付し、学生の学習支援への協力を依頼。
- ・保護者会（第一看護学科のみ）
学習状況や実習状況、国家試験、就職状況等について説明し、家庭における学習支援の理解が得られるようにしている。
必要に応じ学校で三者（教員・学生・保護者）面談を実施
- ・学修記録の送付
年度末に本人や保護者に成績表を配布している。
- ・ホームページ(県及び教務部)
教育方針・アドミッションポリシー・カリキュラム紹介・学校生活・入試情報・国家試験合格状況・就職情報等を掲載。
- ・推薦入試指定校訪問
校長、副校長が指定校を訪問し、学校の概要や学校生活、学習状況等について説明している。
- ・県医師会会報
県医師会会報に随時学校行事・状況を掲載している。
- ・実習施設との協力（臨床指導者会議）
実習前に各施設へ学習状況の情報提供を行い、効果的に実習がすすめられるように打ち合わせを実施し、効果的な実習が実施できるようにしている。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

様々な点で、広報・情報提供を行っている。

県及び県医師会(教務部)によるホームページを開設し情報提供を充実させている。

また、文化祭や学校説明会では年々参加者も増え、実施後のアンケートで来校者のニーズに答えていることが確認できた。

2) 広報活動

2-1 看護師等を養成する機関としての存在を、十分にアピールする広報活動を適切に行っている。

2-2 広報の内容は、社会的説明責任を果たすものになっている。

【本校の状況】

≪広報活動≫

- ・ ホームページ(県及び教務部)
教育方針・アドミッションポリシー・カリキュラム紹介・学校生活・入試情報・国家試験合格状況・就職情報等を掲載。
- ・ 県のたより(県の広報誌)等
入学試験案内などの配布
- ・ 文化祭(輝翔祭)等を実施している。
- ・ 学校評価(自己点検自己評価)の結果をホームページで公表している。
(平成23年・平成27年版)
- ・ 令和2年度からシラバス(学習ガイド)をホームページで公表する。

【点 検】

3 : 水準を十分満たしている

【評価結果の根拠(理由)】

ホームページ、県広報誌、文化祭等により広報活動を行っている。

学校評価(自己点検自己評価)について開示を行い、社会的説明責任を果たしている。

7. 養成所の運営計画と将来構想

1-1 養成所は明確な将来構想のもとに、運営の中・長期計画、短期計画、年間計画を立案している。

1-2 その実施・評価は将来構想との整合性をもっている。

【本校の状況】

学校の教育理念、教育目標を達成していくためには、状況の変化に対応した年間の運営計画を設定し、それに基づいた学校運営を行っていくことが重要である。

毎年度、年間の学校運営計画を定め、目標を明確にした学校運営に取り組んでいる。次年度の運営計画策定に向けては、2月から3月にかけて学内で論議、検討を重ねている。また、次年度の「年間行事」の作成については、教務会議、運営調整会議で検討し、3月に最終決定をしている。

各行事の役割分担も同時に決定し、各責任者が早くから計画、準備に取り組めるようし計画的な学校運営に努めている。

県の総合計画「神奈川力構想」では、「保健・医療・福祉人材の育成・確保」を戦略プロジェクトに掲げている。また、これを受けて神奈川県保健医療計画では重点施策として「保健・医療福祉人材の確保」をうたっている。

少子化、高齢化の進展により将来にわたって看護師不足が懸念され、また、大学全入時代を迎え専門学校志望者が減少傾向にある中、県立の看護専門学校としてどのように学生を確保し看護師となる人材を養成していくのかが大きな課題である。

人材確保のため、推薦入学試験を実施している。さらに、教育内容をより魅力的なものにしていくことにより、衛生看護専門学校に入学すればきちんとした看護教育が受けられるという教育体制を作り上げ、学校そのものの価値を高めていくことが重要である。

令和4度新カリキュラムの実施に向けて検討をしている。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

年度ごとに目標を定め、全職員で同じ目標に向けて取り組むことで明確な意識を持って、個々の業務を遂行することができている。

年間運営計画をはじめ、個々の授業、実習、行事などの計画に対する結果の検証、評価を行い、その後の取組みに適切に反映していけるよう進めている。

【今後の課題】

少子高齢化、医療の高度化により看護職員の需要の増加が見込まれる一方、応募者数が毎年のように変動している状況のなかで、学生の質と数を確保していくため、学生募集の方法を工夫すると同時に、専門職業教育機関として、学

生に対する教育内容、教育方法について不断に検討、工夫をしていく必要がある。

令和4年度新カリキュラムの実施を見据え、検討を続けていく。

8. 自己点検・自己評価体制

- 1) 自己点検・自己評価の組織
- 2) 資料、データ収集、蓄積
- 3) 資料、データの分析、解釈
- 4) 課題や改善点への取組
- 5) 第三者評価、結果の公表
 - 1-1 自己点検・自己評価の意味と目的を理解している。
 - 1-2 実際に自己点検・自己評価を行うための知識と方法を明確にもっている。
 - 2-1 自己点検・自己評価体制を整え、運用している。
 - 2-2 自己点検・自己評価は、養成所のカリキュラム運営、授業実践にフィードバックするように機能している。
 - 2-3 自己点検・自己評価体制は、養成所の教育理念・教育目的、教育目標の維持・改善につながるように機能している。

【本校の状況】

≪学校評価の実施≫

平成22年4月に教務部（県医師会）が「学校評価委員会議」設置要綱を定め、評価は「学校評価委員会議(教務部)」で実施した。

自己点検・自己評価を実施する際の評価項目の設定等は、原則として平成15年7月に厚生労働省検討会作成の『看護師養成所の教育活動等に関する自己評価指針』によった。

今回の評価は、令和4年のカリキュラム改正に伴い1年前倒しで評価を行い、自己評価・自己点検に使用するデータは前回評価以降の平成28年から30年度までの3年間とした。

全教職員個々が「看護師養成所の自己点検・自己評価指針の点検（評価内容）」一覧をもとに自己点検・自己評価を行った。

各学科から委員を選出し、スケジュール、役割分担を決定した、進捗状況は学内サーバに共通フォルダを作成し、全教職員が把握できるようにしている。

自己点検・自己評価委員会を定期的（6回以上/年）に開催し、教育内容・教育環境の検証に努めた。

実施方針学校評価は評価結果から教育活動の改善点を見出し、教育活動の資質向上を目指して再計画・実施し、その後、再び評価するというように、循環的に行われることが重要であるため、学校評価は継続的に実施する。

令和2年3月に報告書を作成し、評価結果について公表する。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

自己点検自己評価の結果から課題が明らかになり、改善に向け取り組んでいる。

平成 22 年 4 月より、実施計画に基づき自己点検・自己評価を実施している。

【今後の課題】

自己点検・自己評価によって明らかになった課題の改善にむけ努めていく。
新カリキュラム施行後の第三者評価の実施方法等を検討していく。

VI. 入 学

1. 入学者の選抜の考え方と教育理念・教育目的との一貫性

- 1 教育理念・教育目的との一貫性をもって入学者選抜についての考え方を述べている。
- 2 入学者状況、入学者の推移について、入学者選抜方法の妥当性及び教育効果の視点から分析し検証している。

【本校の状況】

入学者選抜にあたり、看護または助産に対して熱意のある優秀な人材を確保することを目的として各科の状況に応じて「大学新卒者入学試験」「推薦入学試験」「公募入学試験」「一般入学試験」等の入学選抜試験により選抜を行っている。

入学生、在校生の動向等の推移はデータ化し、今後に向けて活用している。

《助産師学科》

一般入学試験・指定校推薦入学試験を実施している。

入学者選抜は筆記試験(一般)及び面接の点数から合否を判定して、合否判定会議を経て決定している。

入学生の動向、在校生の動向の推移をデータ化したものを基に毎年入試委員会にて入学試験要項の見直しを行っている。

《第一看護学科・第二看護学科》

第一看護学科は、「一般入学試験」、「大学新卒者入学試験」、「指定校推薦入学試験」、「公募推薦入学試験」等の入学選抜試験を実施している。

第二看護学科は「一般入学試験」、「施設長推薦入学試験」、「指定校推薦入学試験」で入学選抜を実施している。

入学者選抜は試験及び面接の点数から合否判定をし、合否判定会議を経て決定している。

入学生の動向、在校生の動向の推移をデータ化したものを基に毎年入試委員会にて入学試験要項の見直しをしている

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

教育理念の「地域の保健、医療、福祉の分野に貢献できる看護実践者を育てる」とあるように県立の学校として各学科とも毎年多くの学生が県内に就職している。

令和元年度の県内就職率は助産師学科 96%、第一看護学科 98%、第二看護学科 89%、国家試験の合格率は常に全国平均を上回っている。

令和元年度の合格率は 100%であった。

【今後の課題】

今後も優秀な人材確保に向け、入試内容について検討、工夫を重ねていく必要がある。

2. 選抜の公平性

【本校の状況】

入学試験の事務処理については「学校業務支援システム」に基礎データを入力し、応募者名簿作成、試験結果入力、合格判定資料作成等を行っている。

入学試験問題は試験科目ごとに作問者に依頼して作成し、校長、副校長が確認して誤りの無いようにしている。

筆記試験の採点は、作問者が採点を行い、校長、副校長が点検等を行って採点の正確性を図っている。

面接試験は、教務部が各科のアドミッションポリシーを基に、面接評価表を用いて評価し、面接試験終了後に面接グループごとに妥当性、公平性を検討している。

面接試験官は本校勤務5年以上の教員で、他の県立看護専門学校と合同で開催する外部講師による「面接試験技法研修」を5年ごとに受講し、面接試験官としての資質の向上を図っている。

合否の判定は、「合否判定会議」の結果に基づき校長が決定しており合否の公平性を図っている。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

入学者選抜の準備、実施、採点、発表については、事務手続きにおいて必ず複数人による確認を行い、問題なく実施している。

【今後の課題】

今後も引き続き正確性、公平性の確保に努めていく。

3. 選抜方法の妥当性

【本校の状況】

《助産師学科》

平成 27～30 年の 4 年間に於ける卒業率は 87%～96%であり、再履修者は 4 年間で 7 名、退学者は 4 名となっている。

退学・再履修者の選抜方法で多かったのは推薦・公募での選抜者（63%）であった。97%以上の学生が単位修得し卒業している。

《第一看護学科・第二看護学科》

平成 28～30 年度の 3 年間に於ける正規卒業率は 59.3～86.2%であり、退学や再履修の理由は「進路変更」が最も多く、成績不良、体調不良の理由もある。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

退学、再履修と入学試験の種別との間に明らかな相関関係があるとは言えない。

【今後の課題】

第一看護学科では、指定校推薦、公募推薦での退学・再履修生が増加傾向にあり、対応を検討する必要がある。

本校は職業教育学校であり、入学時において事実上既に職業選択をしているが、「進路等に関する悩みを抱える」学生もおり、今後とも、個々の学生の状況把握に努め、カウンセリング等適切な支援を行っていく。

4. 入学希望者開拓への取組

【本校の状況】

学生募集の方法としては、入学試験の種類ごとに入学案内を作成し、ホームページに請求方法を掲載し希望者に配布している。また、指定校等には本校から入学案内を送付している。

《助産師学科》

指定校推薦入学試験 県内の指定校に送付

《第一看護学科》

指定校推薦入学試験 県内の指定校に送付

公募推薦入学試験 県内の全ての高等学校に送付

一般入学試験 県内の全ての高等学校に送付

《第二看護学科》（令和2年4月の入学生を最後に募集停止）

指定校推薦入学試験 県内、東京都、千葉県指定校に送付

施設長推薦入学試験 県内の准看護師が在職する病院等に送付

広報媒体の活用として、神奈川県広報誌「県のたより」や神奈川新聞の「県民の窓」に入学試験の実施や文化祭の開催について、掲載を依頼している。

県と教務部の各ホームページに、入試内容や教育内容等を掲載し、進学希望者に学校生活のイメージを描きやすい工夫をしている。

校長、副校長が県内指定校や県外准看護学校訪問による説明、学校説明会（在校生が参加し参加者とディスカッション・模擬授業実施）・学校見学会の実施、高等学校の進路ガイダンス等を実施、高等学校進路担当教諭を対象にした学校説明会等を実施している。

本校の文化祭においても、学生と教員による各学科の紹介を行っている。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

令和2年の県内看護系の学校は、大学が13校、短大が2校、専門学校が26校、大学校が1校という状況であり、大学入学試験の倍率は～6倍、専門学校は2倍程度である。

このような状況のもと、本校の学校説明会や学校見学会、文化祭等の参加人数の減少はなく入学者確保への取組みは妥当と考えられる、最終志願者は減少しており、引き続きPRに努めていく。

【今後の課題】

第一看護学科については、少子化及び大学新規開設と高校生の大学志向により入学希望者を確保することは困難になっている。

引き続き、本校を積極的にアピールし、入学希望者を確保していく必要がある。

このため、令和2年度から、本校ホームページをさらに充実（動画による学校案内等）させ、学校見学希望者の随時受付（個別対応・予約制）等を実施していく。

Ⅶ. 卒業・就職・進学

1. 進路選択の状況と教育理念・教育目的との整合性

- 1 卒業時の到達状況をとらえる方法が明確であり、計画的に行っている。
- 2-1 卒業時の到達状況进行分析している。
- 2-2 卒業生の就業・進学状況进行分析している。
- 2-3 卒業生の到達状況、就業・進学状況についての分析結果は、教育理念・教育目標との整合性がある。

【本校の状況】

≪助産師学科≫

卒業時の助産実践能力は、実習評価表、技術チェック表、分娩介助・新生児出生直後ケア実施後の振り返り、助産師に求められる実践応力評価に加え、卒業時 OSCE（シミュレーション）教育及び通年で行っている社会人基礎力評価にて評価している卒業時の自己評価では、「できる」、「だいたいできる」が全項目約9割であった。

平成28年度～平成30年度の間に101名の学生が卒業し国家試験の合格率は100%であり、100%の学生が助産の実践者として活躍している。その内、県内就職率：76%～92%である。

≪第一看護学科≫

「卒業時の到達目標」は、卒業時の自己評価で、46回生、47回生は「できる」、「だいたいできる」が全項目約9割であり、理解できるレベルは達成できている。

「卒業生の看護技術到達度」に関しては、技術経験録より、「ひとりでできる」項目は全員がクリアしている。

卒業生の神奈川県内への就職率は96～100%である。進学者は29年度7名、30年度9名、31年度7名であり、進学率は平均6～8%である。

≪第二看護学科≫

平成28年度～平成30年度の間に61名の学生が卒業し、その内100%が看護の実践者として活躍している。今後は教育理念・目標の周知及び学習指針に関連した調査等に取り組んでいく。

平成28年度～平成30年度の卒業生は61名であり、国家試験の合格者は61名で合格率平均は98.6%であり、全国平均を上回っている。

教育理念に掲げている「地域の保健・医療・福祉の分野に貢献できる看護実践者の育成」と整合性がある。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

国家試験合格率も全国水準を保っており、卒業生の殆どが県内に就職している。

国家試験の令和元年度(令和2年3月発表)の合格率の合格率は助産師学科、第一看護学科、第二看護学科の3科全てで全員合格100%である。

県立学校としての使命も果たしており、教育理念との整合性がある。

【今後の課題】

現役卒業生率及び国家試験合格率が100%になるように、引き続き取り組んでいく。

2. 卒業時の看護実践能力及び卒業後の活動状況の評価

3-1 卒業生の就業先での評価を把握し、問題を明確にしている。

3-2 卒業生の就業先との情報交換や調査の実施等が出来る体制を整えている。

4-1 卒業生の活動状況を把握し、統計的に整理している。

4-2 卒業生の活動状況の分析結果を、教育理念・教育目的、教育目標、授業展開に活用している。

【本校の状況】

≪助産師学科≫

実習施設に就職した学生については、実習や臨床指導者会議を通して卒業後の活動状況のある程度把握している。

しかし、実習施設以外の就職先との情報交換システムの構築はできていないため、系統立てて統計的に卒業生の活動状況の把握はできていない。

入学生の特性が変化していることを考えると、卒業生が期待する卒業生像に近づいているか確認するためには、卒業後の実践能力や活動状況の継続的調査が必要である。

≪第一看護学科≫

卒業生の就業先での活動状況と評価は調査データとして統計的には把握していない。

実習病院への就職者は4年間の平均で75%以上であり、看護部より直接評価をもらうことや情報交換の機会が多いため、知識・技術・態度面の教育評価活動に反映させ活用している。

卒業生全体としての問題は、明確になっていない。

≪第二看護学科≫

卒業生の評価は主に実習施設に就職した学生の状況から評価を行っている。また、実習施設以外に就職した学生では卒後1年目に第二看護学科の同窓会の一員として卒業式に参加する仕組み(同窓会規約)になっており状況把握が可能となっている。

評価としては「概ね良好」「期待される卒業生像」と一致している評価である。

神奈川県内の准看護師養成が廃止され、入学生の状況も変化し、入学生の状況に応じて授業の展開を工夫している。

【点 検】

2：水準をほぼ満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

≪助産師学科≫

卒業時の助産実践能力・社会人基礎力の評価を行っており、卒業時には、おおむね卒業生の特性を満たしている。

卒業生は100%就職しており、うち6割以上は実習施設に就職している（平成29年度70%、平成30年度62%）

《第一看護学科・第二看護学科》

実習施設への就職者については、情報交換を行っている。概ね良い評価を得ている。

卒業生の来校時に自己評価を求めると、「アセスメント力がある。」と自己評価することが多い。

卒業生の就業先は多施設に渡るため、勤続年数、活動状況等の統計的調査はできていない。

【今後の課題】

卒業後の活動状況を把握と評価していく必要がある。

VIII. 地域社会／国際交流

1. 地域社会と交流するための体制

1) 地域社会への貢献とニーズの把握

2) 地域社会における資源の活用

1-1 社会との連携に向けて、地域のニーズを把握している。

1-2 看護教育活動を通して地域社会への貢献を組織的に行っている。

2-1 養成所の教育活動について、地域社会のニーズを把握する手段を持っている。

2-2 養成所から地域社会へ情報を発信する手段を持っている。

3-1 養成所が設置されている地域の特徴を把握している。

3-2 地域内における諸資源を養成所の学習・教育活動に取り入れている。

【本校の状況】

地域社会における資源の活用としては、精神看護学の実習として地域社会復帰施設、小児看護学では保育所、在宅看護論では訪問看護ステーション等、老年看護学では老人保健施設等の実習を行っている。ボランティア活動では、実習病院でのクリスマスのキャンドルサービス・施設からの行事等のボランティアの依頼に応じて参加している。

学生主催による文化祭（輝翔祭）を催している。テーマを毎年設定し、各学科の特徴をふまえ、健康、看護に関する企画、展示を行い、学習の成果を発表するとともに、地域社会の人々や看護師としての進路を考えている人々との交流の場としている。

また、健康チェックやナース写真館・学科紹介など、訪れた人々が自由に参加できる内容とし、本校の昼食のパン等の販売を依頼している地域作業所に出店を依頼し、作業所の理解に繋げている。

助産師、看護師養成所進学希望者に、文化祭で3学科毎に学科紹介として、学生と教員による個別相談を行っている。また、6月・8月に各学科の教員と在校生による学校説明会、7月・9月・10月に各学科の教員による学校見学会を行うと共に、随時学校見学を受け入れ、本校の教育に関する情報提供を行っている。

これらの他にも、地域の中学生や高校生の「職業体験」を受け入れるとともに、教員が中学校や高校へ出向き、看護と職業について話をしている。

施設設備の地域への提供として、地域住民団体に対しては、校庭（グラウンド）の開放を行っている（ゲートボール・桜観賞など）。ペットボトルのキャップを回収し、ワクチンへ交換する運動、使用済み切手運動への協力、地域のクリーンアップ5～7回/年実施し、健康的な街づくりに貢献している。

また、施設を映画やドラマ撮影の撮影場所として提供する等の協力も行っている。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

文化祭等の参加者は増えている。横浜市からはクリーンアップに対し表彰を受けた(令和2年3月)

2. 国際交流のための体制

1) 学生・教員の国際的視野を広げるためのシステム

2) 留学生の受け入れ等に関する対応

- 1 国際的視野を広げるための授業科目を設定している。
- 2 国際的視野を広げるための自己学習に適した環境を整えている。
- 3 海外からの帰国学生や留学生の受け入れ体制を整えている。
- 4 留学や海外において看護職に就くこと等を希望する学生に対応できる体制を整えている。

【本校の状況】

留学生の受け入れは行っていない。外国籍学生を受け入れている。

海外で看護職を希望する学生に対しては英文の証明書等必要書類を作成している。

《助産師学科》

助産学実習で外国人の分娩介助を受け持つ機会の増加に伴い、学内実習で臨床場面を想定した英会話の授業時間を設けている。

地域母子保健の授業の中で、国際母子保健を取れ、海外での母子保健活動の経験豊富な講師からの授業を受けることができている。

《第一看護学科》

統合分野の保健医療福祉の分野での協力が学べるように、国際化と保健医療問題、国際協力、国際看護活動について学習している。平成30年度卒業時アンケートでは、「国際社会における看護師としての協力が考えられた」では、満足度は83.7%であった。また、多様な価値観の理解の一助として、文化人類学を関連させている。

《第二看護学科》

1年次に文化人類学では生死、身体、ライフサイクル等に係る問題を世界の多様な文化の比較の中で考え、異なる文化を理解し、尊重する態度を養っている。

2年次では統合分野の中で国際看護の概念と意義を理解し、世界における健康格差とそれに対する世界的な戦略及び日本の取り組みを学んでいる。また、国際協力としての看護活動に必要な異文化理解の方法と異文化看護論を学ぶとともに、日本に滞在する外国人の健康問題を考察し日本国内での国際看護の実際を学んでいる。

これらの授業は、海外で活躍している講師から直接授業を受けている。また、英語の授業では医療の現場で必要とされる基本的な英語の医学用語、看護用語を学び、英語でのコミュニケーションが図れるようにネイティブ英語の表現力や読解を身につけるような、実践的な授業としている。

【点 検】

2：水準をほぼ満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

国際交流のための体制として、国際的視野を広げるための授業科目が設定しているが、他国の学校等との連携や通信システムの整備は行っていない。

【今後の課題】

留学生の受け入れについては、県と調整し検討していく。

Ⅸ. 研 究

1. 教員の研究的姿勢の涵養
2. 教員の研究活動の保障と評価
 - 1) 研究活動の保障
 - 2) 研究活動の評価
 - 1 教員の研究活動を保障（時間的、財政的、環境的）している。
 - 2 教員の研究活動を助言・検討する体制を整えている。
 - 3 研究に価値をおき、研究活動を教員相互で支援しあう文化的措置が養成所内にある。

【本校の状況】

学校全体でキャリアラダーに基づいた研究活動の推奨を行っている。

- ・ 学会発表、参加、研修参加等を推奨し、キャリア発達ラダーには研究の推奨を明記している。
- ・ 所属学会の把握を行っている。
- ・ 研究活動の保証として、以下の支援体制を準備した。

○研究アドバイザーの確保

○学会発表、参加については参加費（発表の場合）、旅費支給。土日参加は代休措置

○研究にかかる費用助成の要件を明文化（平成 27 年）

○看護教育・研究が倫理的配慮のもとに行われ、かつ学生等の人権及び生命の擁護に寄与することを目的として衛生看護専門学校倫理委員会を設置した（平成 30 年）

【点 検】

2：水準をほぼ満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

助産師学科では、令和 2 年度の学会発表に向けて支援を活用して研究に取り組んでいる。

第二看護学科では、平成 28 年度の研究活動の実績は、学会発表が 1 件。研究費助成金システムは整備され、新たに倫理審査委員会を設置した。

【今後の課題】

今後とも、教員の研究活動を支援する体制（時間確保・支援体制・評価）整備に努めていく。

X. 危機管理・情報管理

1. 危機管理の体制

- 1-1 危機対応が明確になっている。
- 1-2 職員は危機管理の対応を周知している。
- 1-3 緊急連絡の体制が整っている。

【本校の状況】

本校では、災害（火災・地震・風水害）、不審者の学内侵入、感染症発生、有害物質の発生、校外活動中の事故等の危機を想定し、あらゆる側面から対応できるように整備を進めている。

災害時における対応では、

- ・ 職員の役割の明確化
- ・ 水1日分の備蓄（教職員用・学生用）
- ・ 防災訓練の実施（年1回・全職員・全学生）
- ・ 臨地実習先での災害発生時に備えた避難方法や避難場所の確認等を行っている。

学校安全対策では、

- ・ 不審者発見時の対応を明示（危険等発生時対応要領）
- ・ 来校者の名札着用
- ・ 警察等との連携体制の整備
- ・ 防犯カメラの設置
- ・ 夜間や休日の警備を警備会社に委託

感染症発生時の対応では、

- ・ 職員、学生双方が状況に応じて行動できるように明示
- ・ 感染拡大防止のために感染症罹患状況の報告書を用い初期対応を徹底し、学校保健安全法に基づいて出生停止等の措置を適切に実施
- ・ 有害物質の発生時（異臭との発生）は、通報先を明示
- ・ 医療機器・薬品・危険物（針、刃物）等は鍵管理

建物管理では、

- ・ 学校環境衛生の基準に基づき、水道水の定期点検、建物の安全定期点検を実施
- ・ 緊急時の対応として、職員、学生連絡網を整備し、教員・学生用電子メール配信システムを導入

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

上記各事象に対し、対応マニュアル及び学生便覧に対応策等を明示し、職員・学生双方が状況に応じて行動できるようにしている。

実習要項に実習施設毎の広域避難場所を記載、有事の際、行動できるよう明示している。

消防署の協力を得て、年に1回防災訓練を実施している。

電子メール配信システムを導入し、学生、教職員への連絡に運用している。

【今後の課題】

今後も様々な危機を想定し、それらの対応ができるように、安全な学校生活を送れるように整備・運用を進めていく。

2. 情報管理（個人情報の保護）の体制

- 2-1 養成所が保有する個人情報が明確になっている。
- 2-2 文書管理に関する規定がある。
- 2-3 情報セキュリティが整備されている。
- 2-4 個人情報となる文章や電子媒体は安全に保管されている。

【本校の状況】

個人情報の保護の重要性を認識し、情報の漏洩等によって個人の権利や利益を侵害することのないよう十分配慮し、個人情報を含んだ文書等紙媒体の取扱いや電子媒体の取り扱いについての規定や実施手順を定めている。

個人情報に係る文書等は鍵管理で保管している。

PC等はセキュリティーロックを設けパスワード管理を徹底している。

学籍管理はスタンドアローンで管理している。

個人情報にかかる文書等は「取扱注意」の朱印で示し、注意喚起している。

【点 検】

3：水準を十分満たしている

【評価結果の根拠（理由）】

教職員には個人情報にかかる文書等の取扱いについての注意事項の周知徹底が浸透しており、個人情報の漏えい事案は発生していない。

【今後の課題】

今後も適切な情報管理を確実に行っていく。